

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部農村振興課
内線番号	5023

No.	項目	内容
①	処分名	狩獵者登録
②	法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律
③	法令番号	平成14年法律第88号
④	根拠条項	第55条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>1. 狩獵免許を有している者であること。(法第58条第1号)</p> <p>2. この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反、又は狩獵について必要な適性を欠くに至ったことが判明したことにより狩獵免許の効力の停止を受け、その期間が経過しない者でないこと(法第58条第2号)</p> <p>3. 狩獵により生ずる危害の防止又は損害の賠償について鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「環境省令」という。)で定める要件を備えていること。(法第58条第3号)</p>
⑦	審査基準	法第55条、第56条、第58条、第59条 環境省令第65条、第66条
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農林水産部農村振興課野生鳥獣係 (電話)075-414-5022
⑬	備考	<p>1. 環境省自然環境局野生生物課長通知(令和4年9月16日付け環自野発第2209164号)VI「狩獵」のVI-2の1「狩獵者登録」</p> <p>2. 府外に居住する申請者については農村振興課で、それ以外の申請者については各広域振興局又は京都林務事務所で交付事務を行っている(振興局等から農村振興課への経由はない。)。</p>



VI 狩猟

VI-1 特別免許

1. 欠格事由

(1) 特別免許の障害者等に係る欠格条項について

① 趣旨
平成11年8月9日付け障害者施策推進本部決定「障害者に係る欠格条項の見直し(以下において「本部決定」という。)」において、障害者が社会活動に参加することを不當に阻む要因とならないよう、対象となるすべての制度について見直しを行い、その結果に基づき必要と認められる措置をとるものとされた。
これを受けて欠格条項の見直しを行った結果、欠格条項は、適正な狩猟が実施されなければならず、人命・財産の安全確保、鳥獣の適切な保護のために重大な支障を及ぼすものであり、その禁止は困難であり、条項を存続させていく。

また、本部決定を踏まえ、欠格に該当する対象者の「判断基準を明確にする」とことし、狩猟に支障がないと判断される者に対して、試験を受けることができるようにしている。

② 欠格条項の内容
ア. 「精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病氣として環境省令で定める者」(法第40条第1項第2号)の意義
狩猟を適正かつ安全に行うためには、殺傷力のある銃器等を用いて狩猟をする期間を通じて十分な判断能力を保持することが必要であり、その著しい低下をもたらす症状を一般的に発現する病気を狩猟免許の欠格の対象とすることとしている。この判断能力の具体的な内容は、自己の行為の是非を判断する能力(是非判断能力)と、判断に従って行動する能力(行動制御能力)である。
当該症状の発現を服薬することにより抑制することが可能である場合にも、症状の発現は環境要因に左右されるほか、必ず服薬することを担保できないなど、症状の発現を完全に回避できるものではないことから、このような場合においても欠格の対象となることが必要である。

したがって、殺傷力のある銃器等を用いる高密度の危険性を有する狩猟を適正に行う能力が一時的にでも著しく低くなれば危害予防上重大な支障が生じることとなることにならぬが、是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらす症状を一般的に発現する病気については、網羅的に定めている。

イ. 環境省令で定める病気(施行規則第47条関係)

i. 「統合失調症」の意義及び規制する理由

統合失調症は、幻覚、妄想、思考と知覚の歪曲、異常な興奮等の症状を呈するものとされ、これらは、是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらす症状であるから、統合失調症を「狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病

気」として定めている。

(注)「統合失調症」という病名について、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)が成立し、同法附則第41条において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和26年法律第123号)第5条中、「精神分裂病」が「統合失調症」に改められた。これを受け、欠格条項で用いられた「精神分裂病」についても「統合失調症」と改めている。)

ii. 「そぞうづ病(そぞう病及びうつ病を含む。)」の意義及び規制する理由

そぞうづ病は、そぞう病とうつ病が周期的に発症する精神疾患である。そぞう病では、制御の欠如、判断力の低下等の症状を、うつ病では、自殺企画が現れる抑うつといった症状を呈するものとされ、いずれも是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらす症状であるから、そぞうづ病(そぞう病及びうつ病を含む。)を「狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気」として定めている。

iii. 「てんかん(発作が睡眠中に限り再燃するものと除く。)」の意義及び規制する理由

てんかん発作による意識消失が回復される過程において、注意、記憶、判断等の障害、幻覚、妄想、異常な興奮等が現れるもうろう状態を呈するものとされ、これが、是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらす症状であるから、てんかんのうちもうろう状態を呈するものを「狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気」として定めている。

なお、てんかんであっても、①意識障害をもたらす発作が再発するおそれがないものの、②発作のけいれんに限られるもののように意識障害をもたらす発作のないもの、③意識障害をもたらす発作が睡眠中に限られるものについては、もうろう状態といつた是非判断能力又は行動制御能力が著しく低下する症状は見られず、狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれはない。また、ある類型のてんかんが別の類型のてんかんに移行することはない」とされている。したがって、上記①、②及び③については、欠格の対象としない。

iv. i. ii 及びiii以外に「自己の行為の是非を判断し、又はその判断に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気を規定した意義
統合失調症等以外にも、是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらす症状を一般的に発現する病気があり、欠格の対象とする必要があるものが存在する。たとえば、統合失調症に類似する精神障害(例:痴呆、分裂型障害、急性一過性精神病性障害)、そぞうづ病に類似する精神障害(例:持続性妄想性障害、その他の気分障害)、その他の精神障害(例:持続性妄想性障害)等が想定され得る。しかし、これらの定義や外延は必ずしも明確ではなく、名称も必ずしも定着したものではなく、具体的な掲名にはなじまないことから規定している。

ウ. 留意事項
「精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことのとされ、これらは、是非判断能力又は行動制御能力の著しい低下をもたらす症状であるから、統合失調症を「狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病

(法40条第2号)、「自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者」(法40条第4号)だけではなく、「麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者」(法40条第3号)についても、中毒が治癒した場合においては、狩猟免許の申請は可能とする。

(2) 違反等による欠格 (法第40条第5号及び第6号関係)

法又は法の規定による禁止若しくは制限に違反し、狩猟秩序を乱した者については、本人に反省の機会を与えるとともに、その者を狩猟の場から除くことによって、狩猟秩序の迅速な回復を図ることが必要であるところから、この欠格事由及び欠格期間を定めたものである。

ここで、「この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ」とは、罰金以上の刑に処せることをいい、「執行を受けることがなくなつた」とは、刑の執行猶予を受けた場合にその執行猶予期間を経過したこととをいう。

また、狩猟免許を取り消された者は、その取消し後3年を経過しなければ、その取消しに係る狩猟免許を受けることができない。このような場合を狩猟免許の欠格事由としているのは、罰金以上の刑に処せられた者に対して一定期間狩猟免許が与えられないこととしたとの同様の趣旨に基づくものであり、本法に違反して狩猟免許の取消しを受けた者に対して、すぐに対狩猟免許を与えることは、狩猟免許の取消制度の趣旨を没却し、狩猟秩序の維持が困難となるからである。

狩猟免許の取消し後3年を経過するといういのは、取消しのあつた日を含めず、その次の日から3年を経過した日以後といふことであり、平成27年4月1日に取消しがなされたときは、その翌日から起算して3年を経過した日、即ち平成30年4月2日から狩猟免許が受けられることとなる。

2. 狩猟免許試験の停止等 (法第50条関係)

都道府県知事は、不正の手段により狩猟免許試験を受け、又は受けようとする者に対し、その試験を受けることを停止し、又は合格の決定を取り消すことができることとされている。

不正防止のために、都道府県知事は狩猟免許試験の実施に当たっては、不正手段による受験が行われることのないよう、事前に十分注意するなどの措置を講ずることが必要である。

不正の手段とは、いわゆる替え玉受験やカணニング等である。「狩猟免許試験を停止し」とは、受験者に試験場から退場を命ぜる等受験を続行させないことといい、「合格の決定を取り消すこと」とは、試験が終了して、合否が決定した後、不正の手段による受験が明らかになった場合に行うものである。

3. 狩猟免許の有効期間

狩猟に必要な資質、能力のうち、視力、聴力及び運動能力の適性は、狩猟免許を受けた後に時間的経過に伴い変化することがあるため、一定時間ごとに検査を行い、測生を再確認する必要があることから、狩猟免許には有効期間が定められている。

4. 狩猟免許の取消し等

(1) 法令違反者の狩猟免許の取消し及び効力の停止

法令違反者の狩猟免許の取消しについては、違反の内容が「この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき」とあるが、この規定の対象は、法、施行令、施行規則までをいい、基本指針に定められた事項に違反した場合には、狩猟免許の取消し又は狩猟免許の効力の停止の理由とはならない。

一方、法の規定による禁止又は制限であれば、都道府県知事の定めたものでもこれに違反した場合は、狩猟免許の取消し又は効力の停止の対象となる。

また、法並びに法の規定により定められた禁止又は制限に違反した事実があれば、無登録者を教説又はほうう助して狩猟をさせた者も、その教説又はほうう助したことの理由に狩猟免許を取消し又は狩猟免許の効力を停止することができる。

なお、狩猟免許の全部及び一部を取消し又は効力を停止することができるとしているが、全部とは、網羅免許、わな獣免許、第1種統続免許又は第2種統続免許のうち2種類以上との狩猟免許を受けている者の場合は、その者を持つているすべての免許をいい、狩猟免許の一部とは、その者の持っている狩猟免許が例えば3種類の場合、2種類又は1種類の狩猟免許をいう。したがって、狩猟免許の一部とは、狩猟行為の一部、例えば狩猟を行なう地域の制限等を指すものではない。

狩猟免許の取消し又は狩猟免許の効力の停止は行政処分であり、法令違反に対する罰金適用という司法処分とは無関係であるので、取消し後起訴され、それが無罪となつたような場合でも、取消し又は効力の停止効果には変わりなく、取消し又は効力の停止処分の通知を受けた時から取消し又は効力の停止の効力が生じるものである。したがつて、取消し又は効力の停止は、必ず証拠に基づいて行われ、違反事実の立証ができるようにならなければならない。

その他、狩猟免許を有している者を、法の違反者として警察が送致した場合について

は、次のとおり取り扱うこととしている。

ア、警察署等において、いずれかの都道府県知事の狩猟免許を受けている者を法の規定に違反した者として送致した場合は、当該警察署長等から当該事件発生地の都道府県知事に該疑事件送致通知書が提出される(警察庁保安部安課長から各都道府県警察本部長あての通達参照)。

イ、アの通知を受けた都道府県知事は、違反者が当該都道府県の免許を受けている場合は、違反事実について十分な調査を行つた上で必要な処分を行うこととする。

当該都道府県知事の免許を受けた他の都道府県知事の免許を受けている場合は、施行規則第62条第1項に基づき、違反事実の有無を確認のうえ、違反者の住所地を管轄する都道府県知事にアによる該疑事件送致通知書(都道府県の司法警察員が送致(送付を含む。)した事件については被疑事件送致通知書に準じて作成した書類)の写しに違反事実を確認した旨の記明をした書類を添付の上、送付するものとする。

ウ、イの通知を受けた管轄都道府県知事は、狩猟免許の取消し又は停止を行い、施行規則第62条第2項に基づき、通常なく当該取消し又は停止に係る者の住所、氏名及び生年月日、当該取消し又は停止の年月日及びその理由、当該取消し又は停止に係る狩猟

(2) 行政手続法との関係
符類免許の取消しは、行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当する。このため行政手続法第3章に定めるところに従つて処分を行うことが必要となる。

二、都道府県の司法警察員が法の規定に違反した者を送致（送付を含む。）した場合は、都道府県島嶼行政主管部長は特別司法警察員の取り扱った被疑事件送致通知書を当該都道府県公安委員長に送付するものとする。（7 免除処分（5）参照）

三、事件発生地の都道府県知事が違反事實を確認した場合であつて被疑事件送致通知書の送付を受けていない場合の取扱いについては、都道府県知事が、まだ検察官に送致されない違反事件の発生を承知をして、違反事実を十分認識した場合には、供述調書等の証拠書類及び送致の見込みに関する意見を添えて、違反者の住所地を管轄する都道府県知事にその旨を通知されたい。

（写し）
鳥獸保護及狩猟ニ關スル法律に違反した者を送致

した場合の都道府県知事に対する通知について
昭和40年11月20日 警察庁丁安発第479号

警察庁保安局保安課長より各県警察本部長等あて
鳥獸保護及狩猟ニ關スル法律第8条の規定によれば、都道府県知事は、狩猟免許を受けた者が同法等の規定に違反したときは、当該者の狩猟免許の一部又は全部を取り消すことができる。今後、林野庁長官から警察庁長官に対し、別添のとおり、警察署等における同法違反者を送致した場合の都道府県知事に対する通知方協力の依頼があり、これに基づき、今後、警察署等において同法違反者を送致した場合には、別紙様式により都道府県知事に通知するよう定めたので、これが実施についてその趣旨の徹底をはかるとともに、関係部局とも十分連絡を密にして、これが円滑な運用が行われるよう配慮されたい。

（別添） 鳥獸保護及狩猟ニ關スル法律違反者の通知方依頼について
昭和40年11月18日 40林間造第1640号
林野庁長官より警察庁長官あて

鳥獸保護及狩猟ニ關スル法律（大正7年法律第32号）第8条に基づく狩猟免許の取消しの適正を期するために、いずれかの都道府県知事の発行する狩猟免許を所持する者を同法の違反として送致された場合には当該警察署長からその警察署の所在地を管轄する都道府県知事に、下記事項についてお知らせいただきたく、この措置について、事務ご繁忙中誠に恐縮ながら何分のご配慮をお願いいたします。
記

- 1 違反者の住所、職業、氏名および生年月日
- 2 違反の内容
- 3 違反者が狩猟免許を受けている都道府県名、狩猟免状の種類および番号
- 4 違反者が違反の内容を認めているかどうか。
- 5 送致年月日

（2）行政手続法との関係
符類免許の取消しは、行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当する。このため行政手続法第3章に定めるところに従つて処分を行うことが必要となる。

（3）異議申立て
狩猟免許の取消しに不服のある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、処分方に對して異議申立てをすることができる。
異議申立てについて更に不服がある場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、訴えを提起することができる。

5. 狩猟免許試験

5-1 狩猟免許試験の実施方法

（1）都道府県知事は、毎年4月16日目送として速やかに、試験を行う場所、その期日、免許申請書の提出期間及び提出先等を都道府県の広報等により公示し、併せてこのことを都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底させるものとする。

（2）狩猟免許試験は、原則として、同一種の免許についての適性試験、技能試験及び知識試験についてを同一登録年度内に1回以上、同一月日に行うこととし、当該試験を受験できない者等のため、複数回の実施を考慮するものとする。

（3）狩猟免許試験は、法第55条第1項の規定による登録（以下「狩猟者登録」という。）の手続、待機期間等を考慮して実施し、会場については申請者の利便性を考慮してできるだけ分散させるとともに、複数開催や休日開催等に努めるものとする。

（4）狩猟免許試験は、適性試験及び知識試験を技能試験の前に行い、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかつた者に対しては他の試験は行わないものとする。
なお、同一登録年度内に同一の申請者が2回受験した場合の2回目の試験については手続及び施行規則に特に定めた場合以外は、定められた試験をすべて実施するものとする。

（5）適性試験は視力、聴力及び運動能力について行うこととされ、その合格基準は、狩猟者が備えるべき適性という観点から施行規則第52条に定められたものであるため、視力及び聴力に係る適性試験については、受験者の視力及び聽力の程度を測定するのではなく、合格基準に適合するか否かを判定するものとする。この場合、合格基準に適合するか否かを明確に判定できるよう、原則として測定器具等を用いて検査を行い、その受験者が確実に合格基準を満たしていることを確認するものとする。なお、単純明快な基準にて合否は判定できるものであるから、試験官が医師等の資格を有する必要はないものとする。

（6）適性試験のうちの運動能力の測定に当たっては、歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指

の運動を行わせるものとする。なお、施行規則第 52 条の規定に基づき、「狩猟を安全に行うことにより支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者」について、「その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うこととし、四肢を及ぼすおそれがない」ことを確認する際は、補助手段（義手・義足・車いす等）に応じて、「歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動」に相当する動作（義手・義足での歩行、車いすで地面に落ちたものを拾う等）を確認するものとする。

(7) 同時又は同一の申請時に 2 以上の狩猟免許を受けようとする者が合格基準が同じか若しくは高い方の適性試験に合格した場合には、施行規則第 55 条第 2 項及び第 3 項の規定により、他の狩猟免許試験の適性試験にも合格したものとして取り扱うものとする。
なお、経済免許若しくはわな猟免許又は第 1 種統獵免許に係る適性試験よりも先に行いうよう便宜を図るものとする。

(8) 技能試験は狩猟者が狩猟に必要な技術を備えているかどうかを判定するために設けられたものであり、おおむね別表第 1 の技能試験要領により実施し、各受験者の得点を 100 点として、減点数の合計が 30 点を超えない場合を合格とする。

(9) 純獵免許に係る技能試験における道具の使用の是非の判断は 6 種類の道具について行うこととし、原則として、使用が認められている道具として、片むそそう網、つき網、谷切網を、使用が禁止されている道具として、かすみ網、はり網、とりもちをを使用することとするが、各都道府県の実情に応じて他の道具を使用して差し支えないものとする。
わな猟免許に係る技能試験における道具の使用の是非の判断は 6 種類の道具について行うこととし、原則として、使用が認められている道具として、くくりわな（ほね併用くくりわな、竹箇式スッパー付き）、はこわな（金属製）を、使用が禁止されている道具として、とらばさみ、はこおとし（さんなし）、くくりわな（直巻が当該都道府県において規制されている上もの、竹箇式スッパーなし）を使用することとする。
が、各都道府県の実情に応じて他の道具を使用して差し支えないものとする。

(10) 純獵免許に係る技能試験における道具の架設は、むそう網について行わせるものとする。
わな猟免許の狩猟免許に係る技能試験における道具の架設は、くくりわな、はこわなのうち 1 つを申請者に選ばせた上で行わせるものとする。

(11) 技能試験に使用する銃器は、第 1 種統獵免許については模造散弾銃、模造空気銃及び模造圧縮ガス銃、第 2 種統獵免許については模造空気銃及び模造圧縮ガス銃とし、都道府県が準備したものの中から申請者に選ばせるものとする。なお、第 1 種統獵免許を受けようとする者についての技能試験のうち、別表第 1 の第 1 種統獵免許の課題中、1 から 4 までについては模造散弾銃で、5 については模造空気銃又は模造圧縮ガス銃で

行うものとする。また、試験に使用される銃器は銃口が塞いでいるよう留意するものとする。

(12) 技能試験における鳥獣の判別は、主たる狩猟鳥獣及びそれらと誤認されやすい非狩猟鳥獣に対する判別の能力の有無を判定することが必要があるので、試験に当たっては、原則として、別表第 2 に掲げる種類の鳥獣の図画等のうちから、都道府県における狩猟の実態、鳥獣の生息状況等を勘案して選定することとするが、必要に応じてその他の種類を加えて差し支えないものとする。

ただし、わなによる鳥獣の捕獲は禁止していることから、わな獵鳥獣と答えたものにおける鳥獣の判別は概要の判別のみとする。
(13) 鳥獣の判別は、16 種類（うち狩猟鳥獣を 9 種以上とする。）について行うものとし、図画等を 5 秒程度見せて、狩猟鳥獣か否かを答えさせ、更に、狩猟鳥獣と答えたものに於ける鳥獣の捕獲の方法を答えるものとする。

(14) 第 1 種統獵免許及び第 2 種統獵免許の技能試験における距離の目測は、狩猟者が散弾及び空気銃の弾丸の最大到達距離及び有効射程距離を了知した上で適正な範囲を行うことが必要であるとの観点から課せられたものであるので、その実施に当たっては別表第 1 の技能試験要領に示されている距離について行うものとする。

(15) 知識試験は、原則として、三肢択一式の筆記試験とし、出題数はおおむね鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令について 13 問、猟具に関する知識について 6 問、鳥獣に関する知識について 9 問、鳥獣の保護及び管理に関する知識について 2 問、合計 30 問、時間は 90 分とするものとする。ただし、法第 49 条第 1 号に規定する者に対して課される罰金に係る知識試験は、原則として 10 問とする。

(16) 知識試験は、原則として免許の種別に応じた問題とすることが望ましい。

(17) 知識試験に係る問題はおおむね次の事項から出題するものとする。

- ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の目的
 - (ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の目的
 - (イ) 狩猟鳥獣、猟具、狩猟期間等
 - (ウ) 狩猟免許制度
 - (エ) 狩猟者登録制度
 - (オ) 狩猟鳥獣の捕獲が禁止又は制限される場所、方法、種類等
 - (カ) 鳥獣捕獲等の許可、鳥獣の飼養の登録並びに販売禁止鳥獣
 - (キ) 猛区
 - (ク) 狩猟者の狩猟に伴う義務（違法捕獲物の譲渡禁止を含む。）
- ② 猟具に関する知識

網捕免許

- (ア) 網の種類、構造及び機能
 - (イ) 網の取扱い（注意事項を含む）
 - (ウ) 网捕免許
 - (エ) わなの種類、構造及び機能
 - (イ) わなの取扱い（注意事項を含む。特に希少な鳥獸の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産へ危険を及ぼすことがないように、適切な架設の数量並びに時期及び場所の選択、住民や狩猟者等に対しての周知、見回りの実施等の技術・知識を盛り込む。）
- 第1種銃猟免許
- (ア) 装薬銃、空気銃及び圧縮ガス銃の種類、構造及び機能
 - (イ) 装薬銃、空気銃及び圧縮ガス銃及び其包の取扱い（注意事項を含む）
- 第2種銃猟免許
- (ア) 空気銃及び圧縮ガス銃の種類、構造及び機能
 - (イ) 空気銃及び圧縮ガス銃の取扱い（注意事項を含む）
- ③ 鳥獣に関する知識
- (ア) 狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の形態（哺乳類にあっては足跡の判別を含む）
 - (イ) 狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の生態（習性、食性等）
 - (ウ) 鳥獣に関する生物学的な一般知識
- ④ 鳥獣の保護及び管理に関する知識
- (ア) 鳥獣の保護及び管理（個体群管理、被害防除対策、生息環境管理）の概要
 - (イ) 错誤捕獲の防止
 - (ウ) 鉛錆による汚染の防止（非鉛弾の取扱い上の留意点）
 - (エ) 人獣共通感染症の予防
 - (オ) 外来生物対策
- (18) 狩猟免許試験の実施に当たっては、不正な手段による受験が行われることのないよう、事前に受験者に十分注意する等万全の措置を講ずるものとする。また、不正な手段により狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者があつた場合には、その合格の取消し、又は受験の停止の措置をとることとし、その不正な手段が本人以外の者による受験やいわゆるカンニングペーパーの使用等不正な手段が悪質な場合は、その程度に応じて、更に3年以内の期間を定めて受験を禁止するものとする。

るような試験官の配置・人数を確保すること。

- (20) 管轄都道府県知事は、狩猟試験に合格した者に狩猟免状を交付した場合は、別記様式第3号を参考にその者の狩猟者台帳を整備するものとする。

- (21) 狩猟免許試験の受験を禁じた場合において、当該処分を受けた者が受験を禁止された期間内に処分を受けた都道府県以外の都道府県において狩猟免許試験を受験することがないよう、すべての都道府県知事は当該処分について了知しておく必要がある。処分を受けた者の各都道府県知事への通知は、県境大臣がこれを行ひうので、受験禁止処分を行った都道府県知事は、施行規則第57条に基づき、当該処分について、遅滞なく別記様式第2号を参考に県境大臣に通知するものとする。

5-2 狩猟免許申請の受け付け

- (1) 都道府県知事は、狩猟免許を申請しようとする者に対して、別記様式第1号を参考に都道府県知事が指定する申請書に、施行規則第48条第2項第1号に規定する申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合には、当該許可に係る許可証の写し、この場合以外では、施行規則第48条第2項第2号に規定する医師の診断書、施行規則第48条第2項第3号に規定する写真1枚及び受験票等の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼付した返信用封筒を添えて、申請者の住所地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）に、特參又は郵送により提出するよう、都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底を図るものとする。

- (2) 管轄都道府県知事は、(1)の申請が提出された時は、受験票に写真を貼付し、試験の日時、場所等の所要事項を記載して申請者あてで送付するものとする。

- (3) 法第40条第1号の規定により、網解免許及びわな解免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に満たない者は狩猟免許を受けることができないこととされ、法第47条の規定により、当該規定に該当する者は狩猟免許試験を受けることができないこととされている。申請の日ではなく、狩猟免許試験の日ににおいて、網解免許及びわな解免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に満たない者は当該試験を受けることができないので、留意すること。また、このことについて都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底を図るものとする。

6. 狩猟免許の更新

6-1 狩猟免許の更新

- (1) 都道府県知事は、狩猟免許の更新を申請しようとする者に対して、別記様式第4号を参考に都道府県知事が指定した申請書に、施行規則第48条第2項第1号に規定する申請者が銃刀法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、

- (19) 試験官が、全般的な注意事項を特定の受験者のみに何度も伝えるなど、受験者によって取扱いが異なる場合は、他の受験者等に無用な誤解を与えるため、厳に懲むこと。また、不正行為が行われることのないよう、また、万が一そのような疑いのある行為が発見された際には速やかに確認できるよう、試験中は受験者全體の動向を常時把握でき

当該許可に係る許可証の写し、この場合以外にあっては、施行規則第48条第2項第2号に規定する医師の診断書、同項第3号に規定する写真1枚及び受験票等の郵送に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼付した返信用封筒添えて、管轄都道府県知事に持参又は郵送により提出するよう、都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底を図るものとする。

なお、施行規則第48条第2項第2号に規定する写真は、狩猟免許の備考欄に狩猟免許に係る注意事項として照鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とする。

(2) 管轄都道府県知事は、(1)の申請書が提出された時は、適性検査の受験票に写真を貼付し、適性検査及び講習の日時、場所等の所要事項を記載して申請者あて送付するものとする。

(3) 狩猟免許の更新のための適性検査は、毎登録年度1回以上、当該登録年度の9月14日に有効期間が満了する狩猟免許を受けている者について行い、適性試験及び法第51条第2項ただし書の規定による確認の結果から判断して狩猟免許の更新を申請した者が狩猟することが支障がないと認めたときは、当該申請者の現に有する狩猟免状と引換えに、新たに狩猟免状を交付するものとする。

(4) 同時又は同一の申請に係る受験時に2以上の狩猟免許の更新のための適性検査を受けようとする者が、合格基準が同じか又は高い狩猟免許の適性検査に合格した場合には、その他の狩猟免許の適性検査にも合格したものとし取扱うものとする。なお、同時に2以上の狩猟免許の更新を行おうとする者の便宜を図るために、可能な限り合格基準の高い第1種狩猟免許又は第2種狩猟免許に係る適性検査を先に行うよう努めるものとする。

6-2 適性検査及び講習

(1) 都道府県知事は毎年4月16日以降速やかに適性検査及び講習を行う場所、その期日、更新申請書の提出期間及び提出先等を都道府県の広報等により公示し、併せてこのことを都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底させるものとする。

(2) 講習は更新の要件ではないが、狩猟者の資質の維持、向上を図るために重要なものであり、その受講が狩猟者の利益に最も致するものであるので、適性検査と併せて行い、申請者が極力受講するよう努めるものとする。

(3) 講習の実施についてはおおむね以下により行うものとする。

① 講習の規模

1会場当たり100人から200人程度を対象とする。

② 講習の時間

講習の時間は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣の判別及び氣具の実物、第2種銃械免許関係の概造説等を使用して講師が自ら道具の操作的取扱

取扱い、鳥獣の保護及び管理に関する知識の各項目についてそれぞれ1時間以上、合計3時間以上とする。

③ 講習科目

(ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令

(i) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法律、同法施行令、同法に関する都道府県の条例、規則、告示規則及び同法に基づく環境省告示並びに都道府県の告示及び同法に関する都道府県の条例、規則、告示

(ii) 絶滅の恐れのある野生動植物種の保存に関する法律、自然公園法、自然環境保全法、文化財保護法、統配刀剣鑑定等取締法及び火薬類取締法、特定外來生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律中の鳥獣又は狩猟に関する事項

(イ) 鳥獣の判別

狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の形態、生態、識別の概要

(ウ) 気具の取扱い

(i) 網及びわなの種類、構造及び装置方法の概要並びに使用上の注意事項

(ii) 使用禁止の器具と法定獵具の区別

(iii) 銃器の種類、構造及び威力の概要

(iv) 銃器の操作方法並びに保管、携帯及び運搬の要領

(v) 事故防止の注意事項

(エ) 鳥獣の保護及び管理に関する知識

(i) 鳥獣の保護及び管理（個体群管理、被害防除対策、生息環境管理）の概要

(ii) 銃撃捕獲の防止

(iii) 鉛弾による汚染の防止（非鉛弾の取扱い上の留意点）

(iv) 人獣共通感染症の予防

(v) 外来生物対策

(オ) 講習要領

(ア) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令

講義は、都道府県職員が担当し特に狩猟者として守るべき事項について解説して行い、政不服審査の裁決等の実例をとりあげ、特に違反の防止についての徹底を図るものとする。

(イ) 鳥獣の判別

講義は、都道府県職員、学識経験者等が担当し、はく製、スライド、絵画等を利用して、識別すべき特徴について詳細に解説するものとする。狩猟鳥獣と非狩猟鳥獣を誤認して捕獲する事例が見られるカモ類、シギ類についても、特に協調して判別法の解説を受講者に対して行うこととし、更にとつさの場合の狩猟鳥獣の識別は熟練を要するものであることを徹底させ、常に自己研さんによ努めるよう要請するものとする。

(ウ) 気具の取扱い

講義は、都道府県職員、学識経験者等が担当し、網及びわな網免許関係機具の実物、第2種銃械免許関係の概造説等を使用して講師が自ら道具の操作的取扱

いを示すとともに、受講者の中から指名した者に道具の取扱いを実演させること等により、正しい道具の取扱いの方法を理解させることとする。また、事故の実態とその防止方法を示して事故防止の目的を達成するよう努めるものとする。

特にわなの取扱いについては、希少な鳥獣の錯誤捕獲を防ぐとともに、人や財産への危険を及ぼすことがないように、事例を示し、適切な架設の数量並びに時刻及び場所の選択、住民や狩猟者等に対しての周知、見回りの実施等の適切な取扱が図られるよう努めるものとする。

(4) 適性検査及び講習の実施日にについては、都道府県の実情に応じて定めるものとするが、更新者の利便性に考慮して、複数開催や休日開催等に努めるとともに、狩猟免許の有効期間内に狩猟免許の更新をしようとする者全般について適性検査等を受ける機会を与える必要があるため、毎年9月14日に適性検査等を実施するよう努めるものとする。また、災害その他やむを得ない事由で、狩猟免許の有効期間内に更新を受けることができなかつた者について施行規則第56条第1項の規定に基づき、適性検査のみによって狩猟免許を与える場合にあっても、当該者に対し狩猟に関する技能及び知識について個別的に必要な事項の指示を行った後に狩猟免許を交付するよう努めるものとする。

(5) 第1種統一狩猟免許を交付された者については第2種統一狩猟免許の狩猟免状を交付された者とみなす。当該講習の実施に当たっては、空気銃及び圧縮ガス銃に関する知識のうち、次の事項を講習内容として加える。

- ・空気銃及び圧縮ガス銃の種類及び構造
- ・空気銃及び圧縮ガス銃に使用される弾丸の種類及び飛距離
- ・空気銃及び圧縮ガス銃の正確操作等、装填、射撃姿勢の実施方法

6-3 適性試験の免除

(1) 法第51条第2項ただし書の規定に基づき、施行規則第59条の2に定める方法により、狩猟について必要な適性を有することができる者が確認された者については、狩猟免許の更新時の適性試験が免除されている。その際、狩猟について必要な適性を有することを確認するために提出する施行規則第59条の2に規定する書面は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行等について(平成27年5月20日付け環日本発第15052001号自然環境局長通知)Ⅶ様式2-14を参考とするものとする。

(2) 当該免除は「認定鳥獣捕獲等事業に従事する者」に適用されるが、これは施行規則第19条の3に規定する事業従事者を指す。事業従事者については、法第18条の2の認定の際に氏名等が登録されているわけではなくため、名簿等により個々に判別することはできないが、当該事業者の事業従事者か否かについては、施行規則第59条の2に基づき認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面によって判断して差し支えない。

(3) 事業従事者が、その所属する認定鳥獣捕獲等事業者が認定を受けている獣法以外の獣法(以下「認定外獣法」という。)に係る狩猟免許を有しており、施行規則第59条

の2に基づき認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面により、当該認定外獣法に係る狩猟免許に必要な適性を有することが確認された場合は、当該免許に係る適性試験が免除される。

7. 狩猟免許に関する処分

(1) 狩猟の取締りについては、警察当局とも密接な連携を保持つつ積極的に実施し、狩猟の適正化に努めるものとする。

(2) 狩猟免許を受けた者が、法又は法の規定による禁止若しくは制限に違反した場合は、管轄都道府県知事はその者の狩猟免許を取消し、又はその状況を勘案して1年以内の期間を定めて、狩猟免許の効力を停止することができることとされているが、この狩猟免許の効力の停止は、原則として、違反に対する罰則が罰金刑のみである場合に適用するものとし、違反に対する罰則に懲役刑を含む場合は、原則として、狩猟免許の取り消しを適用するものとする。

(3) 狩猟免許の効力の停止の期間は、原則として1年間とする。ただし、法第86条に規定する罰則の適用を受ける違反又は違反行為の中で罰則規定の定められない違反で、違反を繰り返す者又は悪質な者以外の違反に対しては、狩猟期間中の2か月を含む期間の効力の停止を行うことができるものとする。

なお、狩猟期間中の2か月間を含む期間の効力の停止とは、例えば、狩猟期間(当該都道府県における獵区の狩猟期間及び法第14条第2項の規定により延長されている狩猟期間を含む。(3)において同じ。)の末日が3月15日で、次年度の狩猟期間の初日が10月15日である都道府県において、2月1日を効力停止の始期とする場合に、2月1日から3月15日まで(1か月半)及び10月16日から10月末日まで(半月)の2か月を含む期間、つまり2月1日からその年の10月末日まで効力を停止することをいうものである。

(4) 狩猟免許を受けている者の違反行為は、すべての都道府県の区域で起こりうることから、管轄都道府県知事が狩猟免許の取消し又は停止の処分を適時的に行えるよう、各都道府県知事は、狩猟免許を受けている者が法等に違反する行為を行つたことを知つた時は、施行規則第62条第1項に基づき、管轄都道府県知事に必要な事実を通知するものとする。

(5) 狩猟免許を取り消された者は又は法令等に違反し、罰金以上の刑に処せられた者が免許を取り消された日又は刑の執行が終わつた日等から3年を経過することなく、処分を受けた都道府県以外の都道府県において狩猟免許を受けることがないよう、すべての都道府県知事が当該処分について了知しておく必要がある。処分を受けた者の各都道府県知事への通知は、兼務大臣がこれを行うので、狩猟免許の取消し処分を行つた又は罰金以上の刑の執行が行われたこと等を知つた都道府県知事は、当該処分について、通常なく別様式第2号を参考に環境大臣に通知するものとする。

8. 狩猟免状の返納
(1) 管轄都道府県知事は、狩猟免許を取り消し、又は狩猟免状の効力を停止した時は、本人あてその理由を明記して通知するとともに、狩猟免状を返納させ、又は狩猟免状を提出させて、狩猟免状の備考欄にその旨を記載するものとする。

(2) 施行規則第 65 条第 4 項の規定により、狩猟免状の交付を受けた者が管轄都道府県知事以外の都道府県知事の登録を受けるために必要がある場合は、狩猟免状の再交付を請求することができることとされているが、この登録のための狩猟免状の再交付に当たっては、「狩猟免状の備考欄に「狩猟者登録用」と記載するとともに、申請者が狩猟者登録のために当該狩猟免状を使用しなかつた場合は、狩猟期間が満了した時は速やかに当該狩猟免状を返納させるものとする。

録期間中に、空気銃に加えて装薬銃を使用する場合の登録にあつては、第 1 種狩猟免許に係る狩猟者登録を要する（第 2 種狩猟免許に係る狩猟者登録は抹消されない。）。この場合、新たに第 1 種狩猟免許に係る狩猟者登録が課される。

① 施行規則第 67 条第 2 項第 1 号に定める要件を備えていることを証する書面はおおむね次の様式によるものとする。

別記様式第 7 号、別記様式第 7 号の 2 又は第 7 号の 3

② 施行規則第 65 条第 2 項第 2 号に規定する写真は狩猟免許の備考欄に狩猟免許に係る注意事項として眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とする。

(2) 保険の適用期間が、当該都道府県における狩猟期間の全期間を含んでない申請においては、狩猟期間の途中で保険が適用される期間が終了した場合、法第 58 条第 3 号に定める要件を具備していない者となり、狩猟者登録の取消し等の対象となることから、あらかじめ、当該都道府県における狩猟期間の全期間を含む保険に加入するよう指導すること。

ただし、申請の際、保険の適用期間が、当該都道府県における狩猟期間の全期間を含んでない場合であっても、狩猟者登録を行うことは妨げない。この場合、保険の適用期間の末日までに保険の延長をすること又は狩猟者登録の返納をすることが等について、狩猟者登録の備考欄に記載するとともに、これらの措置がなされず、法第 58 条第 3 号に定める要件を満たしていないことが確認された場合は、法第 64 条第 2 号の規定に基づき、狩猟者登録の取消し又は効力の停止を行うこと。

(3) 保険が適用されるわなの設置数に 30 個以下の上限数が設定されている場合であっても、狩猟期間中に当該上限数を超える数のわなを設置しないことが認められる者については、狩猟者登録に係る損害賠償能力の要件を満たすものと考えて差し支えない。ただし、保険が適用されるわなの設置数を超える数のわなを設置した場合、当該わなりについては保険が適用されず、法第 58 条第 3 号に定める要件を具備していない者となり、狩猟者登録の取消し等の対象となることから、あらかじめ、その旨について十分に申請者に周知するとともに、保険が適用されるわなの設置数を超える数のわなを設置しないことについて狩猟者登録の備考欄に記載すること。

(4) 都道府県知事は、その管轄する区域に住所を有しない者から狩猟者登録の申請があつた場合には、施行規則第 65 条第 3 項の規定により、次の資料のいずれかを添付せざることにより、当該申請者（申請者の代理人を含む。）が現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するものとし、このことを狩猟者団体を通じて周知徹底を図るよう努めるものとする。

① 申請者が持参して呈示する狩猟者登録を受けようとする狩猟免許に係る狩猟者登録の写し

② 申請者の提出する、施行規則第 65 条第 4 項の規定により再交付を受けた、狩猟者登

VI-2 狩猟者登録

1. 狩猟者登録

(1) 都道府県知事は、狩猟者登録を受けようとする者は、別記様式第 5 号を参考に都道府県知事が指定する狩猟者登録申請書に、申請者が施行規則第 67 条に定める要件を備えていることを証する書面、施行規則第 65 条第 2 号に規定する写真、納税免許、わな猟免許又は第 1 種狩猟免許に係る狩猟者登録を受ける者が当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないものにあっては、そのことを証明する市町村長の発行する書面及び狩猟者登録証等の送付に必要な郵便切手を貼付した返信用封筒を添えて、狩猟者登録を受けようとする都道府県知事に持参又は郵送により提出し、かつ狩猟免許及び狩猟者登録手数料を狩猟者登録を受ける際に納付するよう都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底を図るものとする。また、狩猟税の減免を受けようとする者に係る添付書類については、「狩猟税の減免措置に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正について」（平成 27 年 3 月 20 日付け県自野第 1503203 号自然環境局野生生物課民通知）を参照し、必要となる書類について都道府県の広報機関、狩猟者団体等を通じて周知徹底を図るものとする。

なお、狩猟者登録を行うに当たっては、法第 39 条第 3 項の表に掲げる「獵法の種類」毎に登録を行うこととする。

新規に、第 1 種狩猟免許を所持する者が空気銃を使用する獵法の登録を受ける場合にあつては、第 2 種狩猟免許に係る狩猟者登録を受けることとする。この場合第 2 種狩猟免許に係る狩猟者登録の狩猟税が課される。

新規に第 1 種狩猟免許を所持する者が装薬銃及び空気銃を併せて使用する場合の登録にあつては、第 2 種狩猟免許に係る狩猟者登録は要しない。

既に第 1 種狩猟免許に係る狩猟者登録を受けている者が装薬銃及び空気銃を使用する場合の登録にあつては、法第 61 条第 4 項に基づく届出が必要となる。この場合、第 2 種狩猟免許に係る狩猟者登録の狩猟税は課されない。

第 1 種狩猟免許を所持する者が既に第 2 種狩猟免許に係る狩猟者登録を受け、その登

受けようとする狩猟免許に係る狩猟免状(当該登録年度に発行したものに限る。)
③ 申請者の提出する、一般社団法人日本獵友会の会員である都道府県獵友会の会長
が原本に相違ない旨を認めた狩猟免状の写し(当該登録年度に発行したものに限る。)

(5) 都道府県知事は、狩猟者登録をした場合は、狩猟者登録証及び狩猟者記章とともに施行規則第 68 条に基づき、当該都道府県の区域内における指定獵法禁止区域、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、特別保護指定区域、休猟区、特定獵具使用禁止区域、特定獵具使用制限区域及び猟区(放鳥猟猟区であるか否かにするものとする。)等の位置を示す図面を交付するものとする。

上記の図面は、施行規則第 69 条様式第 19 に基づいて鳥獣保護区等の区域を表示するものとする。
なお、法第 57 条第 3 項により、都道府県知事は同条第 1 項の規定による登録をしたときは、遷滞なく、その旨を申請者に通知しなければならないとしているが、通知の方法については、各都道府県の実情にあわせて、文書による通知の他、狩猟者登録証等の交付をもってそれに変えるなどの取扱いを行なうこととする。
また、図面の余白には、狩猟者登録を受けた者が承認しておく必要のある事項として、以下に掲げる事項を表示するよう努めるものとする。

- ① 都道府県名
 - ② 作成年度
 - ③ 地図の縮尺
 - ④ 凡例
 - ⑤ 指定獵法禁止区域
 - ⑥ 鳥獣保護区一覧表(国指定鳥獣保護区、都道府県指定鳥獣保護区別にまとめたもの)
地図上の表示と対照するための番号、名称、存続期間、区域、面積、特別保護地区
のある場合はその面積、特別保護指定区域のある場合はその面積及び指定期間
 - ⑦ 特定獵具使用禁止区域一覧表
 - ⑧ に準ずる。(以下⑨まで同じ)
 - ⑨ 特定獵具使用制限区域一覧表
 - ⑩ 獲区一覧表
放鳥猟猟区はその旨を明記する。
 - ⑪ 休猟区一覧表
- 法第 14 条第 1 項に基づく特例休猟区の指定がある場合はその旨を明記する。
- ⑫ 捕獲禁止又は制限区域一覧表
 - 法第 12 条第 3 項に基づく入猟者制限区域がある場合はその旨を明記する。
 - ⑬ 日の出、日の入りの時刻
 - ⑭ 烏獣行政関係機関一覧表

(6) 獲猟免許、わが獵免許の狩猟免許を受けている者が獵具を用いて狩猟を行う場合は、施行規則第 70 条第 2 項の規定により獵具ごとに 1 字の大きさが縦横 1 センチメートル

以上の文字で住所及び氏名並びに狩猟者登録証に記載された都道府県知事名、登録年度及び登録番号を記載した金属又はプラスチック製の標識を付けなければならぬこととされているので、その旨を当該狩猟免許による狩猟者登録を受けた者に指導するものとする。

(7) 法第 67 条第 1 項の規定により、都道府県知事は狩猟者登録を行った時は、その旨を管轄都道府県知事に通知することとされている。この場合における通知事項等は、施行規則第 71 条第 1 項により定められているが、都道府県知事が作成する狩猟者登録台帳の写しの送付をもって、当該通知に替えることができるものとする。

(8) 都道府県知事は、狩猟者登録を行った者について、別記様式第 8 号を参考に狩猟者登録台帳を作成するものとする。

(9) 領海を含めて都道府県の境界付近で狩猟をしようとする者については、それぞれの区域を管轄する都道府県知事の狩猟者登録を受けるよう指導するものとする。

2. 狩猟者登録の抹消

管轄都道府県知事は、法第 52 条第 1 項又は第 2 項の規定により狩猟免許を取消し又は狩猟免許の効力を停止した場合又は法第 87 条の規定により狩猟免許が失効した場合には、法第 67 条第 2 項の規定により、当該取消し等に係る狩猟免許を受けていた者が登録を行った都道府県知事に通知することとされている。この場合において、管轄都道府県知事は施行規則第 71 条第 2 項に規定された事項について、狩猟者登録を行った都道府県知事に速やかに通知するものとする。

また、通知を受けた都道府県知事は、直ちにその者の狩猟者登録を抹消するとともにその旨を本人及び管轄都道府県知事に通知するものとする。

3. 変更登録

法第 61 条において、狩猟者登録の「変更登録」等が規定されている。この規定は「新規登録」と「変更登録」を明確に分類し整理したものである。
具体的には法第 56 条第 2 号の「狩猟をする場所」を変更する場合については「変更」として整理するとともに、併せて同条第 1 号の「狩猟免許の種類」を変更する場合についても同様に「変更」と整理することとし、狩猟者登録を受けようとする者は、別記様式第 6 号を参考に都道府県知事が指定する狩猟者登録申請書に必要事項を記載の上、都道府県知事に提出することがあるがその際の添付書類は、写真のみである。
なお、「変更登録」の申請があつた場合には、「狩猟者登録証」及び「狩猟者記章」を返納し、新たに「狩猟者登録証」及び「狩猟者記章」を発行することとする。その際、前の狩猟者登録にかかる損傷した鳥歴の報告については、狩猟期間終了後新たに発行した狩猟者登録証にそれぞれ分類して記入の上、返納することとする。

(1) 新規と変更の区分

法第 66 条第 1 号に基づく「狩猟免許の種類」及び同条第 2 号に基づく「狩猟をする場

所」について、それぞれ「新規」と「変更」の区分について以下のとおりとする。

- ① 狩猟免許の種類に係る変更等
既にある種の狩猟免許を行っている者が、後で別の狩猟免許にかかる狩猟者登録を継続する場合は「新規」として扱い、継続しない場合は「変更」として取り扱う。
- ② 狩猟をする場所に係る変更等
既に放鳥獵區のみでの狩猟者登録を行っている者が、全県での登録に拡大する場合は「変更」として取り扱う。
逆に、全県での登録を受けた者が、放鳥獵區でも狩猟者登録を行う場合は、狩猟者登録の変更是要しない。

(2) 狩猟税

狩猟者登録を受ける者は、当該登録を受ける都道府県に対して地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の51に基づき「狩猟税を納入しなければならない」としている。この税は、狩猟者登録を受ける者が狩猟者登録を受けることによって狩猟行為をなし得る地位を獲得することに着目して課税され、地方税法第700条の51に規定される鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てることとされている。納稅義務者については、「変更登録」を受ける場合も含まれる。したがって、変更登録を受ける者は、新規の狩猟者登録を受ける場合と同様に、狩猟税を納入することとなる。仮に、「変更登録」の場合に税負担を求めないとした場合、例えばカモ猟を行う狩猟者が最初に継続免許に係る狩猟者登録を行い、200羽のカモを捕獲し、その後「変更登録」において第一種狩猟免許と「変更登録」を行った場合、最初から2種類に係る狩猟登録を行っていた者と「変更登録」を行った者の間では税の負担額に差が生じる。また、最初に税負担額の安い第二種狩猟免許や放鳥獵區のみでの登録を受け、その後第一種狩猟免許や全県下での登録に変更した場合についても、その逆の登録を行った者との間で同様に差が生じる。このように、「変更登録」の際は免税とすることは、税の抜け道をつくることにもつながるため、「変更登録」においても「新規登録」と同様の税負担とすることとしている。

(3) 手数料

登録の際の手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)において定められているが、その理由は、手数料の額に各県での格差が大きい場合、特定の県に狩猟者が集中し、鳥獣の保護に支障が生じる可能性があるためである。今回の変更登録に際しては、同政令に基づく標準額を定めていないが、これは、「変更登録」については、既に狩猟者登録を受けている都道府県内の変更であるため、手数料に他の都道府県との格差が生じたとしても、特定の県へ狩猟者が集中することは想定されないためである。

なお、各都道府県において「変更登録」に関する手数料を定める場合にあっては、そ

のほかの、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により定める事項とともに、条例等により規定する必要がある。

4. 捕獲報告

狩猟者登録を受けた者は、施行規則第65条第11項の規定により狩猟者登録證を、有効期間が終了した日から30日以内に交付を受けた行政庁に返納しなければならないこととされており、併せて同条第13項により当該登録に係る鳥獣の捕獲報告をすることとされていることから、狩猟者登録証の返納及び捕獲報告の実施が、適切に行われるよう狩猟者を指導するものとする。

なお、所定の日までに報告を行わない者については、法第75条第1項の規定に基づき報告の徵収を行うとともに、悪質な者については、法第36条第2号の適用等についても配慮するものとする。また、当該規定に係る悪質な違反者に対するとしては、法第52条第2項に基づく行政処分を科する等、厳格な対応をするものとする。さらに、これらの報告義務に関する規定に違反した者は、法第86条第2号に基づき30万円以下の罰金が課される対象となること、捕獲情報は科学的・頗る目的的な鳥獣の保護及び管理の進歩のために極めて重要な資料となることについて、狩猟者登録を受けた者に対して、周知徹底するものとする。指定管理鳥獣の捕獲報告については、捕獲に当たって得られる情報が科学的かつ計画的な鳥獣の管理に有益であることに鑑み、捕獲情報等(捕獲数(雌雄別、幼成獣別等)、捕獲位置、捕獲位置、捕獲効率等を、狩猟者、狩猟者団体等にその旨を周知するものとする。

5. その他

5-1 各種届出

(1) 狩猟免状、狩猟者登録証の亡失届出及び再交付申請書は別記様式第9号を参考にするものとする。

(2) 住所変更等の届出
狩猟免状を受けた者がその住所を変更したこととされているが、この届出に当たっては、別記様式第9号を参考に新・旧住所、氏名、狩猟免許の種別及び免許番号を届け出させるものとする。

(3) 個人情報の第三者提供に関する情報について
捕獲情報取集システム許可証等発行サービスを活用して狩猟免状、狩猟者登録証等の発行事務を行う場合、環境省サーバを介して狩猟者データの管理を行うこととなるが、この行為は個人情報保護関係法令では、個人情報を第三者提供に該当する。そのため、当該システムを活用する場合、各都道府県が狩猟関係の事務に基づいて保有した個人情報の取扱が適切に行われることを各狩猟者等に明示し、第三者(環境省)にて適切に管理されることに同意することを確認する必要があることに留意すること。

(1) 法第46条第1項の規定による住所変更の届出が都道府県の区域を超えて住所を変更した者から行われる場合における当該届出先の管轄都道府県知事とは、当該届出者が住所を変更した後の住所地を管轄する都道府県知事である。このため、当該届出を受けた管轄都道府県知事は、施行規則第19条に基づき、当該届出者の旧住所地を管轄する都道府県知事に当該届出の内容を通知するものとする。また、当該届出者の旧住所地を管轄する都道府県知事は、当該者の狩猟者台帳の写しを管轄都道府県知事に送付し、管轄都道府県知事はこれを受けて狩猟者台帳を整理するものとする。

5-3 犬獣保護区等の区域等を示す図面

(1) 施行規則第68条に規定する犬獣保護区等の区域を表示する図面の作成に当たっては、以下に掲げる事項を参考とする。

- ① 施行規則第69条様式第19の表に掲げられた区域以外の区域を表示する場合は、当該表で定められている色及び模様以外を用いて表示することとし、犬獣保護区等と容易に判別ができるようとする。
- ② 様式第19備考2の区域の設定は昭和48年7月行政管理庁告示第143号（統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード）に準じて行うこととし、縦5キロメートル、横5キロメートルを表示する区画は国土地理院発行の2万5千分の1地形図を縦横に各2等分（4分割）した場合の1区画に相当するものである。また、各区画に設定する番号（以下「メッシュコード番号」という。）は別紙1「メッシュコード番号の付け方」を参考に行うものとする。
- ③ 様式19備考4のうち、犬獣保護区等の区域が変更された箇所については、違法捕獲の防止等、狩猟の適正化に資することから種別的に表示に努めることとし、表示する場合には、当該変更区域を破線等で表示するものとする。
- ④ 様式第19表欄外下に記述した「社寺境内、墓地等の狩猟の禁止されている区域」については、該当する区域の中で面的な広がりを有するものを記載する趣旨であるが、都道府県の判断により法第12条第1項又は第2項により指定された区域等を表示しようとする場合はその旨を表示の上で記載するものとする。

5-4 様式等

- 様式第1号 狩猟免許申請書様式第2号 狩猟免許取消し（停止）処分通知書
様式第2号 狩猟免許取消し（停止）処分通知書
様式第2号の2 免許更新処分通知書
様式第3号 狩猟者台帳
様式第4号 狩猟免許更新申請書
様式第5号 狩猟者登録申請書
様式第6号 変更登録申請書
様式第7号 狩猟災害共済事業被共済証
様式第7号の2 賠償責任保険付保償証明書
様式第7号の3 ハンター賠償責任保険付保償証明書
様式第8号 狩猟者登録台帳

様式第1号
(裏面)

整 理 番 号	狩 獣 免 許 申 請 書			収入監紙		
知事 殿				年 月 日		
住 所	(〒) 電話番号 ()			都道府県 知事名	年 月 日	狩獣免許の有無
ふ り が な				都道府県 知事名	年 月 日	更新の有無
氏 名				都道府県 知事名	年 月 日	更新の有無
生 年 月 日	年	月	日	性 別	男・女	
下記のとおり、狩獣免許を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩獣の適正化に関する法律第41条の規定に基づき申請します。 記						
(1) 受けようとする狩獣免許の種類及び使用しようとする獣具の種類並びに第1種狩獣免許又は第2種狩獣免許の獣具の所持許可(免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)						
□ 狩獣免許 1 級	□ わな獣免許 2 わな					
□ 第1種 狩獣免許	3 ライフル銃	獵 猫	空 気 銃	所持許可証番号	年 月 日	号
	4 散 弹					
	5 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)					
	6 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)					
□ 第2種 狩獣免許						
免許の種類	狩獣免許番号	試験の結果	適性試験	知識試験	技能試験	
網獣免許	号					
わ な 獣 免 許	号					
第1種 狩獣免許	号					
第2種 狩獣免許	号					

(裏面)

(2) 他の狩獣免許を受けている場合は、その狩獣免許の種類、狩獣免許を交付した都道府県の事名、交付年月日及び狩獣免許の番号並びに同一登録年度において他の免許申請書又は免許更新申請書を提出していることの有無						
他の 免許	免許 知事名	都道府県 年月日	交 付	狩獣免許の 番号	年 月 日	更新の有無 号
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩獣の適正化に関する法律の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合はその刑の執行を終り、又は執行を受けることのなくなった年月日を記載すること。)						
罰金以上の刑に処せられたことの有無			1 有	2 無		
執行を受けることのなくなくなった年月日						
(4) 狩獣免許を取り消されたことの有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその年月日、狩獣免許の種類及び都道府県名を記載すること。)						
免許を取り消されたことの有無			1 有	2 無		
年月日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名			知事	
(5) 個人情報の取扱いについて 申請者の個人情報を、狩獣にかかる行政事務の手続き等を効率化し、狩獣者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟にかかる行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはございませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。						
個人情報の提供(国が提供する情報システムで個人情報の管理)の同意						
記載上の注意事項 1 文字は楷書で明瞭に記載すること。 2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。 3 (5)において、個人情報のやり取りに関する同意の有無の番号に○を付けること。						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。

(様式第2号)

(様式第2号の2)

年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事

狩猟免許等の取消しについて

標記の件について、下記のとおり狩猟免許の取消しを行ったので通知します。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
取消しの年月日	
取消しの理由	
取 種 種	
消 番 号	
交付年月日	
狩猟経年数 免 許	
適用条項	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。

(注) 狩猟免許停止処分通知は、本様式の「取消し」を「停止」に、「取り消した
狩猟免許」を「停止した狩猟免許」に変えること。

標記の件について、下記のとおり狩猟免許の受験禁止を行ったので通知します。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
禁 止 の 年 月 日	
禁 止 の 理 由	
禁 止 の 期 間	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。

様式第4号
(裏面)

狩獵免許更新申請書										取入証紙					
知事										年月日					
氏名	住所			年月日			住所			年月日					
	(年月日異動)			(年月日異動)			(年月日)			(年月日)					
	電話番号			電話番号()			電話番号()			電話番号()					
	男・女			男・女			男・女			男・女					
	業職			業職			業職			業職					
生年月日			生年月日			生年月日			生年月日						
下記のとおり、狩獵免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づき申請します。															
(1) 更新を受けようとする狩獵免許の種類及び使用しようとする獣具の種類並びに第1種狩獵免許又は第2種狩獵免許の獣具の所持許可。(免許の種類欄の□にレ印を付し、番号に○印を付す。)															
<input type="checkbox"/> 網猟免許 1 網 <input type="checkbox"/> 口第1種 銃猟免許 3 ライフル銃 <input type="checkbox"/> 4 散弾銃 <input type="checkbox"/> 5 空気銃 <input type="checkbox"/> 6 空氣銃 										<input type="checkbox"/> わな猟免許 2 わな					
取消し(効力の停止)															
年度	種類	交付年月日	番号	備考	年月日	種類	交付年月日	番号	備考	年度	種類	交付年月日	番号	備考	
狩獵免許の取消し又は効力の停止															
取消し(効力の停止)				種別				年月日(期間)				事由			
登録															
免許の種類	登録	施行規則第65条第1項の第3種免許の登録	施行規則第65条第1項の第3種免許の登録	都道府県	都道府県	年月日	年月日	返納	返納	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
都道府県	年月日	第7号、第8号又は第9号の別	第7号、第8号又は第9号の別	新潟県	新潟県	令和3年6月15日	令和3年6月15日	小野町	小野町	令和3年6月15日	令和3年6月15日	令和3年6月15日	令和3年6月15日	令和3年6月15日	
行場を有する場所	年月日	は第9号の登録番号の別	は第9号の登録番号の別												

(注)

1 管轄都道府県知事以外の都道府県の登録については、返納年月日は記載しないものとする。

2 「施行規則第65条第7号、第8号又は第9号の様當者か否かの別」の欄には、該当する場合は「新刊号に該当するかを記載するものとする。いずれにも該當しない場合には「否」と記載するものとする。

3 対象駒飼業員であるが否かの別の欄は、対象駒飼業員である場合は所轄市町会を、対象駒飼業員でない場合は「否」と記載するものとする。

4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式第5号) (裏面)
(裏面)

(2) 現に有効な狩猟免許 (免許の種類欄の□にレ印を付す。)

免許の種類	狩猟免許を交付した都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
網 獣 免 許	知事	号	年 月 日
わ な 獣 免 許	知事	号	年 月 日
第1種統獣免許	知事	号	年 月 日

(3) 有効期間満了前の更新
同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書または免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類。

免許の種類

(4) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、狩猟について必要な適性を有することの確認。(確認がなされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付すること。)

適性の確認 □

(5) 個人情報の取扱いについて
申請者の個人情報は、狩猟にかかる行政事務の手続き等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟にかかる行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはあらませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いただくことが必要です。

個人情報の提供(国が提供する情報システムでの管理)の同意	1 同意する	2 同意しない
記載上の注意事項		
1 文字は楷書で明瞭に記載すること。		
2 太枠欄には、申請者は記載しないこと。		
3 (3)において、現に有効な他の狩猟免許を複数保有している者で、その有効期間が一番早く満了する狩猟免許の更新に併せて、現に有効な他の狩猟免許の更新をする場合、この欄に記載すること。		
4 (4)において、適性の確認がなされている場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、狩猟について必要な適性の確認をした旨の捺印の様式による書面を添すること。		
5 (5)において、個人情報を取り扱いに関する同意の有無の番号に○を付けること。		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。

※特 告 告 の 断 意	番 号	免 許	※放鳥獣区の区域の有無
※施 行 格 则 第 65 条 第 7 号、第 8 号 又は第 9 号の該当者が否の別			
※整理番号	狩 獣 者 登録 申 請 書	写 真	※対象魚種摘要表であるか否かの別
知事 殿	年 月 日	写 真	収入証紙
住 所 (〒)	電 話 号 ()		
姓 名	生 年 月 日	年 月 生 性 別	男・女
下記のとおり狩猟者登録を受けたいので鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 56 条の規定により申請します。 記			
(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用者の器具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類(□にレ印を付す。第 2 種統獣免許に係る登録の場合に限る。)を記入。 なお、第 1 種統獣免許を受けたが空気銃のものを申請する場合は、第 2 種統獣免許に係る登録申請をすること(「第 2 種統獣免許に係る登録」の□にレ印を付す。) 印を付す。)			
□網 獣 免 許 係る登録	1 網	都道府県 知事名	都道府県 知事名
□わ な 獣 免 許 係る登録	2 わ な	都道府県 知事名	都道府県 知事名
□第 1 種統獣免許 係る登録	3 ライフル 銃	都道府県 知事名	都道府県 知事名
□第 2 種統獣免許 係る登録	4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを含む。)	都道府県 知事名	都道府県 知事名
□第 2 種統獣免許 係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスのみを含む。)	都道府県 知事名	都道府県 知事名
□第 1 種統獣免許 □第 2 種統獣免許			
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 版とすること。			

(様式第5号) (裏面)

5

6

(8)は、個人情報の取り扱いに関する同意の有無の番号に○を付けること。
※印欄には、申請者は記載しないこと。

(2) 特徴をし上うとする場所

1. (都道府県) の区域全部

2. 放鳥監視区の区域

(3) 施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別(該当の口に)にレ印を付する。

□第9号(認定鳥獣保護等事業者の捕獲従事者)に該当 口第8号(許可捕獲等をした者)に該当 口いずれにも該当しない

□第8号(許可捕獲等にて从事した者)に該当 口いずれにも該当しない

□対象鳥獣捕獲従事員であるか否かの別(対象鳥獣捕獲従事員であると認定する)

□ 対象鳥獣捕獲従事員として所属している市町村の名称を記載すること。

□ 対象鳥獣捕獲従事員でない、
□ 対象鳥獣捕獲従事員ではない、
(4) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに)に○を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無 1 有 2 無 停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 新規・空気銃狩猟許可番号及び許可年月日(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)

新1種 銃猟免許	ライフル銃 銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するもの を含む。)	空氣銃 所持許可番号	年 月 日
			号 交付年月日	

(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項

共済事業	法人名	対象損害	給付額	被扶養の期間
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被扶養期間
資産保有				

(7) 職業 星印的職業名:

1. 専門的・技術的職業従事者
2. 管理的職業従事者
3. 事務従事者
4. 販売従事者
5. 農林業従事者
6. 渔業従事者
7. 採鉱・採石作業者
8. 運輸・通信従事者
9. 技能工・生産工程作業者
10. 単純労働者
11. 保安職業従事者
12. サービス職業従事者
13. 分類不能の職業
14. 無職

(8)個人情報の取扱いについて

申請者の個人情報は、行政事務にかかる行政事務の手続書類等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、申請者が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟にかかる行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、個人情報を国が提供する情報システムで管理することに同意いたしました。

個人情報の提供(国が提供する情報システムでの管

理)の同意

記載上の注意事項

- 1 対象登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、楷書で明瞭に記入すること。
- 3 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 4 (7)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。

様式第6号
(表面)

※登録番号	年 月 日			写 真		
※新規免許				収入証紙		
※持掌の賃借						
※放鳥飼育区の区域の登録の有無						
※整理番号	変更登録申請書					
知事 殿						
住 所	(〒) 電話番号 ()					
ふりがな						
氏 名						
職 業						
生年月日	年 月 日 生					
変更しようとする新規 者登録の番号						
変更しようとする新規 者登録の交付年月日	年	月	日	性 别	男・女	
下記のとおり変更登録を受けたので鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。						
(1) 変更登録を受けようとする新規免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する器具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与える許の種類(□にレ印を付す。)及び新規免許の届出年月日(登録新規免許に係る登録の場合は、新規免許の届出年月日)を記入。(変更がある場合のみ記入)。						
(2) 第1種新規免許を受ける者が空気銃のことを申請する場合は、第2種新規免許に係る登録申請をするごと(「第2種新規免許に係る登録」の□にレ印を付す。)						
□新規 免許に 係る登 録	1 種	都道府県 知事名	都道府県 知事名	知 事	交 付	年 月 日
□新規 免許に 係る登 録	2 わな	都道府県 知事名	都道府県 知事名	知 事	交 付	年 月 日
□第2 種新規 免許に 係る登 録	6 空 気 銃	所持する免許の種類	□第1種新規免許	□第2種新規免許	新規免許の番号	

(裏面)

(2) 変更をしようとする場所(変更がある場合のみ記入)

1. (都道府県) の区域全部

2. 放鳥飼育区の区域

(3) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、

その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無

1 有

2 無

停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

(4) 空気銃新規免許又は第2種新規免許の場合は、新規免許の持許可番号及び許可年月日(第1種新規免許又は第2種新規免許の場合)

新1種
新規免許

ライフル銃
散弾銃
空気銃
(圧縮ガス
を使用する
ものを含む
もの)

新2種
新規免許

空気銃
(圧縮ガス
を使用する
ものを含む
もの)

所持許可番号

号 交付年月日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とするごと。

第 号

狩猟災害共済事業被共済者証

氏 名
生年月日

上記の者は、本会の行う共済事業の被共済者であることを証します。

年 月 日 ※1

一般社団法人 大日本獵友会 [印]
会長※2
取扱責任者 ○○社団法人 都道府県獵友会会长 [印]
○○社団法人 都道府県獵友会会长
代理人 ○○○支部長○○ [印]

この謄本は、原本と相違ないことを証します。

※3
○○社団法人 ○○県獵友会 [印]
会長

(注)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 ※1は、[印]を含めて印刷する。
- 3 ※2は、取扱責任者が押印する。
- 4 ※3は、証を2部以上必要とする場合の原本証明として記載押印する。

様式第7号の2		賄償責任保険証券		
契約日 年 月 日		被保険者 姓 名	性別	年齢
住所		(被保険者とそのかの関係に資する) 姓 名	性別	年齢
被保険者		姓 名	性別	年齢
被保険者		姓 名	性別	年齢
被保険者		姓 名	性別	年齢
被保険者		姓 名	性別	年齢
被保険者		姓 名	性別	年齢
賄償責任保険料額(月額)(万円) 賄償責任保険料額(月額)(万円) <input checked="" type="checkbox"/> 0歳(1年につき) 有 旨 年齢一歳 <input type="radio"/> 0歳(1年につき) 有 旨 年齢一歳 10歳未満の被保険者、被保険者の配偶者、被保険者の配偶者の子供、未満子女の被保険者 <small>保険料率(%)</small> <small>被保険者 年令別割合 被保険者 年令別割合</small> <small>被保険者 年令別割合 被保険者 年令別割合</small>				
保険会社名 保険会社名 <small>被保険者名、被保険者年齢、被保険者性別 保険会社名、保険会社名</small>				
<small>長者監査官 印 聲明付 長者監査官 印 聲明付 長者監査官 印 聲明付 長者監査官 印 聲明付 長者監査官 印 聲明付 長者監査官 印 聲明付</small>				
<small>被保険者日 年月日 住所 〒</small>				

年月日

ハンター賠償責任保険付保償証明書

株式
OOOO保険会社
相互
OOOO支店

△△△△印

ハンター賠償責任保険につき、下記のとおり契約されていることを証明いたします。

記

被保 険者	住 所	
	氏 名	
保 備 の 種 類	賠償責任保険ハンター特別約款に基づく契約	
保 険 期 間	年 月 日午後4時から 年 月 日午後4時まで	
てん補限度額(監護)		

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 記載内容は、各保険会社によって多少異なることがある。

(様式第9号)

別表第1 技能試験要領

年月日		許可証等届出書	
環境大臣 殿 (都道府県知事 殿)		収入証紙	
住 所 (〒) ふりがな	電話番号 ()	新住所・氏名 亡失又は再交付の理由 (該当項目の□に印を付す)	新住所・氏名 亡失又は再交付の理由 (該当項目の□に印を付す)
第 一条 第一項・同法施行規則第一、二条第一項の規定により届け出ます。 □再交付申請の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二条第一項の規定により下記のとおり狩猟免状等の再交付を申請します。		第 一条 第一項 施行規則第一、二条第一項の規定により届け出ます。 □新規免状等の再交付を申請します。	
狩 猎 免 状 の 種 類 等 等	口 許可証 口 登録票 口 危険獣法許可証 口 狩猟免状 口 狩猟者登録証 口 狩猟者記章 口 従事者証 口 指定獣法許可証 口 版元許可証 等	番 号 交付年月日 変更・亡失年月日	番 号 交付年月日 変更・亡失年月日
※ 新住所・氏名		※ 新住所・氏名	

(注) 1 不要な文字は消し、該当項目の□に印を付すこと。
2 (1) 住所・氏名変更届出する場合に限って記入すること。なお、変更届には、住所、氏名の変更を行おうとする者として狩猟者登録を添付すること。
3 (2) 施行規則第65条第1項第9号に該当する者として狩猟者登録を行った者が、同号に該当する者でなくなった場合。
4 (3) 対象鳥獣捕獲員でない者として狩猟者登録を行った者が当該者の狩猟者登録期間中に対象鳥獣捕獲員となつた場合は当該者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合に限る。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4版とすること。

区分	課 題	題	減点事項	減点数
獵 獣 免 許	1 獵具の判別 法定獵具 3種類、禁止獵具 3種類について判別させる。	○判別を誤った場合 (1種類につき)	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	5点
	2 獵具の架設 使用しようとする獵具 1種類につき架設を行わせる。	○判別を誤った場合 (1種類につき)	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	3点
	3 鳥獣の判別 狩猟鳥獣、非狩猟鳥獣 16種類について判別させる。	○判別を誤った場合 (1種類につき)	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	2点
わ な 獵 獣 免 許	1 獵具の判別 法定獵具 3種類、禁止獵具 3種類について判別させる。	○判別を誤った場合 (1種類につき)	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	5点
	2 獵具の架設 使用しようとする獵具 1種類につき架設を行わせる。	○判別を誤った場合 (1種類につき)	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	3点
	3 鳥獣の判別 狩猟鳥獣、非狩猟鳥獣 16種類について判別させる。	○判別を誤った場合 (1種類につき)	○架設ができない場合 ○架設が不完全な場合 ○架設が円滑でない場合	2点
第 一 種 獣 獵 獣 免 許	1 純器の点検、分解及び結合 ○点検、分解及び結合が円滑でない場合	○点検、分解及び結合ができない場合	○鏡口を人に向けた場合 ○各操作を行う際に、実色の有無、純器内の異物の有無を認識しない場合	3点
	2 (1) 純器の点検操作 純器の安全点検をさせること。 (2) 純器の分解及び結合操作 純器の分解及び結合が円滑でない場合	○用心錐の中に指を入れた場合	○鏡身、作動部 (二連続の場合は、先台、閉閉レバー、安全子、半自動部の場合は、先台、遊底、安全子)、鏡末、鏡器各部の接合状況の異常の有無を認識しない場合	5点

1	銃器を分解した後結合させる。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 操作が不確実な場合 <input type="checkbox"/> 操作が粗暴な場合
2	装填、射撃姿勢、脱包	<p>5 5</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 装填、射撃姿勢、脱包ができる場合 <input type="checkbox"/> 装填、射撃姿勢、脱包がない場合 <input type="checkbox"/> 装填、射撃姿勢、脱包が円滑でない場合 <input type="checkbox"/> 銃口を人に向けた場合 <input type="checkbox"/> 各操作を行う際に、実包の有無を認識しない場合 <input type="checkbox"/> 銃腔内の異物の有無を認識しない場合 <input type="checkbox"/> 銃口を人に向けた場合 <input type="checkbox"/> 用心鉄の中に指を入れた場合 <input type="checkbox"/> 用意された模造弾をすべて装填しなかった場合 <input type="checkbox"/> 二連銃を粗暴に分解した場合 <p>(1) 模造弾の装填操作 模造弾を装填させる。</p> <p>(2) 射撃姿勢操作 射撃姿勢をとらせる。</p> <p>(3) 模造弾の脱包操作 模造弾を脱包させる。</p>
3	団体行動の場合の銃器の保持、銃器の受渡し	<p>5 5</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 水平射撃の姿勢をとった場合 <input type="checkbox"/> 不安定な射撃姿勢をとった場合 <input type="checkbox"/> 装填された模造弾をすべて脱包しなかった場合 <p>(1) 銃器の保持、銃器の受渡しができない場合</p> <p>(2) 銃器の保持、銃器の受渡しが円滑でない場合</p> <p>(3) 銃口を人に向けた場合</p> <p>(4) 各操作を行う際に、実包の有無を認識しない場合</p> <p>(5) 銃腔内の異物の有無を認識しない場合</p> <p>(6) 用心鉄の中に指を入れた場合</p> <p>(7) 保持の方法が不適切な場合</p> <p>(8) 銃器の授受の方法が不適切な場合</p>
4	休憩時の銃器の取扱い	<p>5 5</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 3~5人が銃隊及び横隊で移動する場合の銃器の保持を行わせる。 <input type="checkbox"/> 銃器の受渡し操作 高所にいる人又は接近できない人との間で銃器の授受を行わせる。 <input type="checkbox"/> 休憩時の銃器の取扱いができない場合

1	銃口を人に向けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 銃口を人に向けた場合 <input type="checkbox"/> 各操作が粗暴な場合 <input type="checkbox"/> 銃腔内の異物の有無を認識しない場合 <input type="checkbox"/> 用心鉄の中に指を入れた場合
2	（1）銃器の安置操作 休憩の際に銃器を置くことを行わせる。	<p>5 5</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 銃器を置く動作が粗暴な場合 <input type="checkbox"/> 銃器を不安定な場所に立て掛けた場合 <input type="checkbox"/> 室内の開放あるいは部屋の取り外しをしなかった場合
3	5 压縮等、装填、射撃姿勢	<p>5 5</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 正縮操作等、装填、射撃姿勢ができない場合 <input type="checkbox"/> 正縮操作等、装填、射撃姿勢が円滑でない場合
4	7 旗印の判別	<p>5 5</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 銃口を人に向けた場合 <input type="checkbox"/> 各操作を行う際に、実包の有無を認識しない場合 <input type="checkbox"/> 用心鉄の中に指を入れた場合 <p>(1) 压縮等操作 ボンブ式、スプリング式若しくはプレチャージ式操作又は候造空気瓶ガス銃を用いた圧縮操作又はボンベの取付動作を行わせる。</p> <p>(2) 装填操作 弾丸を装填する動作をさせる。</p> <p>(3) 射撃姿勢操作 射撃姿勢をとらせる。</p> <p>6 距離の目測 300m、50m、30m及び10mの距離の目測を行わせる。</p> <p>7 旗印の判別</p>

別表第2

鳥獣の判別に用いる鳥獣の種類

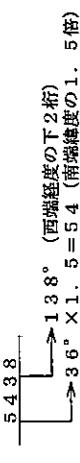
網 獵 免 許	狩獵鳥獣	マガモ（オス）、コガモ（オス）、ヒドリガモ（オス）、ヒヨドリムクドリ、ニユウナイヌヌメ、スズメ、カルガモ、コジケイ、オナガガモ
網 獵 免 許	狩獵鳥獣と認 認されやすい 鳥獣	オシドリ（オス）、ツグミ、カワラヒワ、カシラダカ、カケス、オシドリ（オス）、マガソ、ドバト
わ な 獵 免 許	狩獵鳥獣	タスキ、キツネ、テン、イタチ（オス）、ニホンジカ、ミンク、アライグマ、ハクビシン、アナグマ
わ な 獵 免 許	狩獵鳥獣と認 認されやすい 鳥獣	モモンガ、オコジョ、カモシカ、イタチ（メス）、ニホンシリス、ムササビ、ニホンザル
第 1 種 獵 免 許	狩獵鳥獣	マガモ（オス）、カルガモ、コガモ（オス）、ヨシガモ（オス）、オナガガモ（オス）、ハシヒロガモ（オス）、ホシハジロ（オス）、キンクロハジロ（オス）、スズガモ（オス）、クロガモ（オス）、コジケイ、ヤマドリ、キジ、ヤマシギ、タシギ、ヒヨドリ、キジバト、ニユウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、タイリシリス、シマリス、アライグマ、タスキ、キツネ、ミンク、ハクビシン、アナグマ
第 1 種 獵 免 許	狩獵鳥獣と認 認されやすい 鳥獣	ヨシゴイ、ササゴイ、マガソ、オシドリ（オス）、トモエガモ（オス）、ホオジロガモ（オス）、ヒロウドキンクロ（オス）、コオリガモ（オス）、ウミアイサ（オス）、ヒクイナ、オオバン、ウズラ、アオバト、ドバト、モズ、ホオジロ、カシラダカ、カラヒワ、カケス、オナガ、ツグミ、リス、カモシカ、イタチ（メス）、ムササビ
第 2 種 獵 免 許	狩獵鳥獣	コジケイ、ヤマシギ、キジバト、ニエヴァニスズメ、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ、タイワニス、シャリス
第 2 種 獵 免 許	狩獵鳥獣と認 認されやすい 鳥獣	ウズラ、アオバト、ドバト、モズ、ホオジロ、カシラダカ、カラヒワ、カケス、オナガ、ツグミ、リス、イタチ（メス）

狩獵鳥獣、非狩獵鳥獣16種類に ついて判別させる。	1 圧縮等、装填、射撃姿勢	○圧縮操作等、装填、射撃姿勢が できない場合 ○圧縮操作等、装填、射撃姿勢が 円滑でない場合 ○銃口を人に向けた場合 ○各操作を行う際に、実包の有無 、銃腔内の異物の有無を認識し ない場合 ○用心錐の中に指を入れた場合	3 1
	2 距離の目測	○装填する動作が不確実な場合 ○装填する動作をさせ る。	1 0
	3 鳥獣の判別	(1) 圧縮等操作 ボンブ式、スプリング式若し くはブレチャージ式模造空気銃 を用いた圧縮操作又は模造圧縮 ガス銃を用いたボンベの取付動 作を行わせる。 (2) 装填操作 弾丸を装填する動作をさせ る。 (3) 射撃姿勢操作 射撃姿勢をとらせる。	1 0 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 2
		○水平射撃の姿勢をとった場合 ○不安定な射撃姿勢をとった場合 ○目測ができなかった場合（1種 類につき） 300m、30m及び10mの距離の目 測を行わせる。	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 2

別紙 1 「メッシュコード番号の付け方」

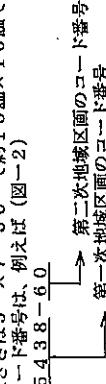
1 第一次地域区画
コード番号は4桁となり、頭の2桁が「緯度×1.5」で、残りの2桁が「経度-1.0」で各々表される。

従つて、図-1の区画の番号は5438となる。

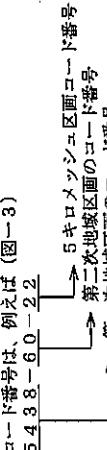


2 第二次地域区画
第二次地域区画は、第一次地域区画を縦横に各2等分（64分割）したもので国土地理院2万5千分の1地形図の1枚分に当る。

コード番号は、例えば（図-2）
5438-60



3 5キロメッシュ区画
5キロメッシュ区画は第二次地域区画を縦横に各2等分（4分割）したものである。
大きさは $2.5 \times 3.75 = 9.375$ kmである。
コード番号は、例えば（図-3）
5438-60-22



4 以上により1区画のメッシュコード番号は8桁となり、上記の例では
5438-60-22となる。
図-1 第一次地域区画
(緯度)

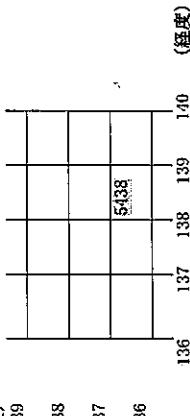


図-2 第二次地域区画（下図は図-1の1枠に当る）

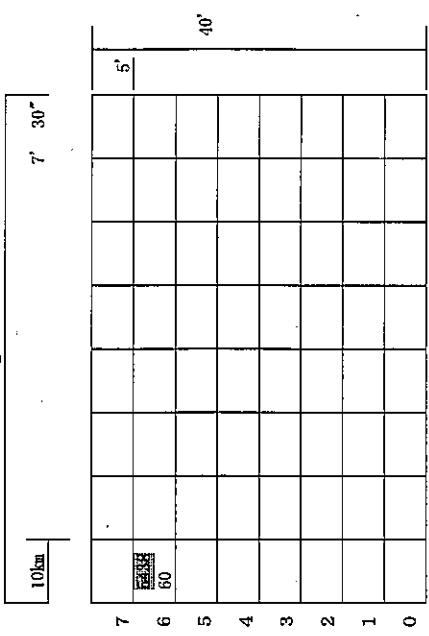
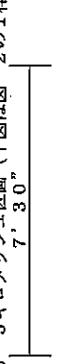


図-3 5キロメッシュ区画（下図は図-2の1枠に当る）



※2は1キロメッシュ（図4）
を5キロ枠で囲んだ場合の
中央に位置する番号である。

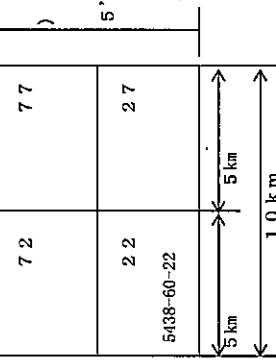
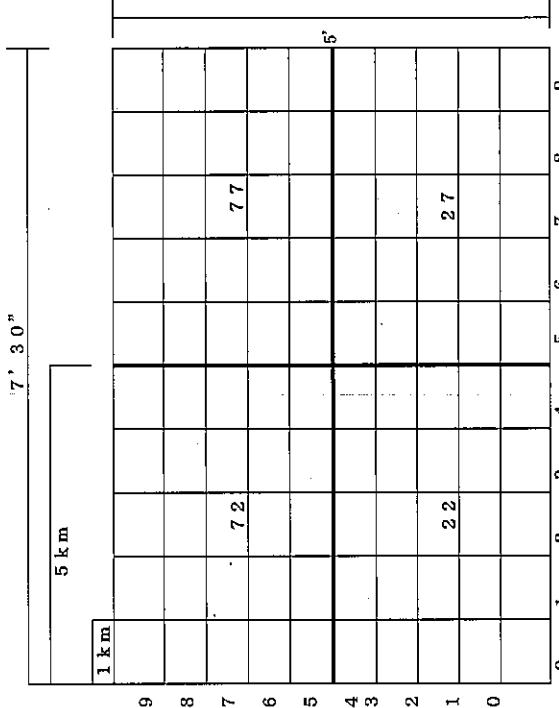


図-4 1キロメッシュ区画(下図は図-2の1枠に当たる)



VI-3 狩猟に係る税・手数料

狩猟税及び手数料に関するこれまでの取扱いとして特記すべき事項は、以下のとおりである。

* *

(1) 狩猟税の減免措置に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正について

* *

様自野発第1503203号

平成27年3月20日

各都道府県鳥獣行政担当部(局)長 殿

環境省自然環境局野生生物課長

狩猟税の減免措置に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正について

法律施行規則の一部改正について

平成27年度税制改正大綱において、狩猟税の新たな減免措置を平成31年3月31日まで講ずることとされた。これに伴い、当該減免措置に対応した狩猟者登録制度の整備等を行なうため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令(平成27年環境省令第7号。以下「改正省令」という。)が、別添のとおり本日公布され、平成27年4月1日から施行されることとなつた。

当該減免措置にあわせた狩猟者登録制度の運用について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき下記のとおり技術的助言を行う

うので、業務の参考とされたい。
なお、当該減免措置には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づき、市町村長により指名され、又は任命される対象鳥獣捕獲員(以下単に「対象鳥獣捕獲員」という。)に係る措置が含まれることから、管下市町村及び狩猟者団体等の関係者に対して周知徹底をお願いする。

記

- 1 新たな減免措置の対象者に係る狩猟者登録
平成27年度税制改正大綱において、対象鳥獣捕獲員及び「鳥獣の保護及び狩猟の適

下「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲從事者」という。)が受ける狩猟の登録に係る狩猟税を非課税とすることとされた。また、「狩猟者登録」は、農林水産業又は生態系に係る狩猟の防止等の目的で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けてその許可を受ける被審査の税率を通常の税率の2分の1とすることとされた。

これらの者に係る狩猟者登録については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- (1) 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録
「対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録」の取扱いについては、平成20年2月21日付け環境省自然環境局野生生物黒長通知「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律の施行に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の運用について(環自野第0802211003号)」の「2 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録(うち(4)を除く)」及び「3 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録の取消し等」のとおりである。
- なお、同通知2(4)は、対象鳥獣捕獲員の狩猟税の税率が2分の1であるときに、放鳥獣区の区域のみに係る狩猟者登録による狩猟税の税率(4分の1)との調整を図る上で示したものであるため、今回の免稅措置には適用しない。

- (2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲從事者に係る狩猟者登録
認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲從事者とは、改正省令による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「新規則」という。)第65条第1項第9号に該当する者のことであり、当該者に係る狩猟者登録については、以下のとおり取り扱うことが適当である。
- ①認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲從事者であることを証する証明書
新規則第65条第2項第5号に規定する様式第16の2「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲從事者であることを証する証明書」は、認定鳥獣捕獲等事業者により交付されるものである。

- ②認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲從事者に係る狩猟者登録における狩猟する場所の区別
「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲從事者に係る狩猟者登録」を申請する場合、狩猟する場所の区別は、「都道府県の区域」ではなく、「都道府県の全部」とするものとする。

- ③認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲從事者に係る狩猟者登録のための申請書を提出できる都道府県
「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲從事者に係る狩猟者登録」は、新規則第65条第1項第7号及び第8号の規定により、原則として当該登録の申請前一年以内に、同項第7号の許可捕獲等をした又は同項第8号の許可捕獲等に從事した区域が属する都道府県に限って申請書を提出することができる。

獲從事者として認定鳥獣捕獲等事業に從事した区域が属する都道府県に限って、申請書ができる。

④認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲從事者ではない者の放鳥獣区の区域のみに係る狩猟者登録
認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲從事者ではない者が、放鳥獣区の区域のみに係る狩猟者登録を受け、この登録後に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲從事者となり、当該登録を受けた日の属する年の4月15日(狩猟者登録を受けた日が1月1日から4月15日までに属するときは、その年の4月15日)までに、上記③に該当する都道府県において放鳥獣区以外の区域で狩猟を行おうとする場合は、新たに「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲從事者に係る狩猟者登録」を受けるものとする。

(3) 許可捕獲者に係る狩猟者登録
許可捕獲者とは、新規則第65条第1項第7号又は第8号に該当する者のことであり、当該者に係る狩猟者登録については、以下のとおり取り扱うことが適当である。
なお、新規則第65条第1項第7号に該当する者は、許可証を受けた者(本人)であり、一方、同項第8号に該当する者は、許可を受けた者の従事者(従事者証に係る従事者)を指すことから、両者は明確に区別されることに留意されたい。

①許可捕獲者であることを証する証明書
新規則第65条第2項第3号に規定する「許可証の写し又はこれに準ずる書面」及び同項第4号に規定する「従事者証の写し又はこれに準ずる書面」の「これに準ずる書面」とは、当該許可証又は従事者証を返納済みであり、写しを添付できない者等について、当該許可証又は従事者証をした者が当該許可証又は従事者証の内容を証明する書面を別途発行したもの等が想定される。

また、同項第3号に規定する「報告を記載した書類又はこれに準ずる書面」の「これに準ずる書面」については、当該報告に係る許可の有効期間が未了であり、当該許可証の報告欄に所要の記載ができない場合等において、当該報告欄と同等の内容が記載された書面等が該当する。

②許可捕獲者に係る狩猟者登録における狩猟する場所の区別
「許可捕獲者に係る狩猟者登録」を申請する場合、狩猟する場所の区別は、「都道府県の区域のうち放鳥獣区の区域」ではなく、「都道府県の区域の全部」とするものとする。

③許可捕獲者に係る狩猟者登録のための申請書を提出できる都道府県
「許可捕獲者に係る狩猟者登録」は、新規則第65条第1項第7号及び第8号の規定により、原則として当該登録の申請前一年以内に、同項第7号の許可捕獲等をした又は同項第8号の許可捕獲等に從事した区域が属する都道府県に限って申請書を提出することができる。

④許可捕獲者の放鳥駆除区の区域のみに係る狩猟者登録
許可捕獲者が、放鳥駆除区の区域のみで狩猟を行おうとする場合は、「許可捕獲者に係る狩猟者登録」ではなく、通常の放鳥駆除区の区域のみに係る狩猟者登録を受けるものとする。また、当該登録を受けた許可捕獲者が、当該登録を受けた日から、その日の属する年の翌年の4月15日(狩猟者登録を受けた日が1月1日から4月15日までに属するときは、その年の4月15日)までに、上記③に該当する都道府県において放鳥駆除区以外の区域で狩猟する場合は、新たに「許可捕獲者に係る狩猟者登録」を受けるものとする。

なお、許可捕獲者でない者が、放鳥駆除区の区域のみに係る狩猟者登録を受け、この登録後に許可捕獲者となり、当該登録を受けた日の属する年の翌年の4月15日(狩猟者登録を受けた日が1月1日から4月15日までに属するときは、その年の4月15日)までに、上記③に該当する都道府県において放鳥駆除区以外の区域で狩猟を行おうとする場合は、新たに「許可捕獲者に係る狩猟者登録」を受けるものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者及び許可捕獲者に係る狩猟者登録の抹消等
「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る狩猟者登録」又は、「許可捕獲者に係る狩猟者登録」を受けた者が、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)違反等により、狩猟免許が失効した場合若しくは取り消された場合又は免許の効力が停止された場合については、速やかに鳥獣保護法第63条に基づく狩猟免許の取消し等についでは、平成25年3月29日付け環境省自然環境局野生生物課長通知「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について(環自野発第1303292号)」VI-1の7(免許処分)のとおり取り扱うこととしているが、当該登録を受けた者による鳥獣保護法違反については、違反内容が軽微であっても、狩猟免許の取消し又は効力の停止を検討すること。このとき、狩猟免許の効力の停止を行う場合には、停止の期間が当該登録に係る狩猟期間を全て含むようにして設定すること。

また、鳥獣保護法第67条に基づく狩猟免許の取消し等に係る通知については、同通知VI-2の2(狩猟者登録の抹消)のとおり取り扱う。

なお、減免に係る狩猟者登録を受けた者が、鳥獣保護法違反等によって当該登録の抹消又は取消し等をされた場合であっても、当該登録を受けた時点では狩猟税の減免要件を満たした者であることに変わりはない、减免された税額に相当する金額を改めて徵収する必要はない。

3 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る登録の変更の届出
「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に係る登録」を受けた者が、当該登録に係る狩猟期間において、所属する認定鳥獣捕獲等事業者の認定が取り消された等により、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者でなくなったときは、鳥獣保護法第61条第4項の規定により、迅速なく登録都道府県知事に届出を行うものとする。また、当該変更の届

出を受けた登録都道府県知事は、遅滞なく当該登録を変更するものとする。

4 関係様式の改正
改正省令の施行に伴い、前述の平成25年3月29日付け環境省自然環境局野生生物課長通知において参考として示している狩猟者登録に関連する様式第3号、様式第5号、様式第8号及び様式第9号について、別紙のとおり改正する。

(2) 狩猟者登録税等の改定に伴う鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する施策の推進について

平成16年4月16日 環自野発第040416003号

環境省自然環境局長より各都道府県知事あて

今般、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び附帯金に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第17号)の施行に伴い、平成16年4月1日以後、狩猟者登録税(目的税)と入税税(普通税)と入税税(普通税)が削除された。

このことについては、別途、経済省から、平成16年4月1日付け総税金第58号「地方法規並びに同法施行規則の改正等について」をもって通知されたところである。

併せて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。)第66条の改正を行い、平成16年4月16日付けて公布、施行されたところである。これにより、第1種統制免許を受けた者が空気銃のみを使用する獵法により狩猟鳥獣の捕獲等をする場合には、第2種統制免許に係る登録を行なうことを明示し(第1種統制免許に係る登録をしない)、また、第1種統制免許を受けた者が狩猟鳥獣の捕獲等をする場合には、第2種統制免許に係る登録における登録の手続きを簡便化することと定められた。

今回の地方税法(昭和25年法律第226号)及び施行規則の一部改正は、鳥獣の保護管理及び狩猟の適正化等に係る財政需要が増大してきており、また、有害鳥獣捕獲、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整及び小型鳥類のうち有害な鳥類の捕獲の扭い手の確保等を勘案して行われたものである。

なお、これらの一改正に際し、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)については、従前のとおりであるので申し添える。
今後、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政を適切に推進するに当たっては、今回の改正の趣旨に則り、特に下記事項に十分配慮して関係施策の一層の推進をお願いする。

1. 地方税法の主な改正概要

(1) 第700条の51関係（狩猟税）
狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、新たに狩猟税が創設され、「鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため」の目的税として課することとされた。
（2）第700条の52関係（狩猟税の税率）
狩猟税の税率及び税率が改正されるとともに、従前の狩猟者登録税に設けられていた軽減税率の優遇措置が狩猟税にも創設（第700条の52第1項第2号）された。

(3) その他関連条項
従前の入猟税の税率及び狩猟者登録税に係る関連条文が、狩猟税に係る条文として整理された。

2. 施行規則第66条第1項の改正概要及び運用

(1) 新規に狩猟者登録を受ける場合の取扱い

①第1種統制免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合の登録
第1種統制免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合にあっては、第2種統制免許に係る登録とすることを明文化した。（第2項ただし書前段）。これにより、第2種統制免許（空気銃）に係る狩猟税が課される。
②第1種統制免許を受けた者が同一の場所において、装薬銃及び空気銃を使用する場合にあっては、第2種統制免許に係る登録を要しないこととした（第2項ただし書後段）。

(2)既に狩猟者登録を受けている場合の取扱い

①第1種統制免許に係る登録を既に受けている者が装薬銃に加えて空気銃を使用する場合の登録
先に装薬銃の使用についてのみ第1種統制免許に係る登録を受けた者が、その登録期間中に当該登録に係る場所において装薬銃に加えて空気銃を使用する場合にあっては、法第61条第4項に基づく届出が必要となる。この場合、空気銃に係る狩猟税は課されない。
②第2種統制免許に係る登録を既に受けている者が空気銃に加えて装薬銃を使用する場合の登録

第1種統制免許を受けた者が（1）に該当するため、先に第2種統制免許に係る登録を受け、その後登録に係る場所において空気銃に係る登録を用いて装薬銃を使用する場合にあっては、従前どおり、新たに第1種統制免許に係る登録を要する（第2種統制免許（装薬銃）に係る登録は抹消されない）。この場合、新たに第1種統制免許（狩猟税）に係る狩猟税が課される。

3. 鳥獣の保護及び狩猟等に関する事項
狩猟税は、地方税法第700条の51の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てることとされたことから、この趣旨に則り、従前どおり、次の事業について積極的な取組を行うことが望ましい。

(1) 鳥獣の保護に関する事項
①鳥獣保護区等における標識等の整備
②鳥獣保護センターの整備・拡充
③鳥獣保護区の管理の充実

(2) 狩猟に関する事項

- ①放鳥事業の充実
- ②猟区の設置等
- ③取締り、指導の強化・充実
- ④狩猟者講習会の充実
- ⑤安全対策の強化

(3) 普及啓発事業の強化等に関する事項

(4) その他
各都道府県の判断により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事項

(5) 駐日外交官及び領事官に対する地方税の課税上の待遇について

（3）駐日外交官及び領事官に対する地方税の課税上の待遇について
自己第393号自治法長
昭和27年11月17日
駐日外交官及び領事官に対する地方税の課税については、次のようにその特權を認めるものとする。ここに外交官とは、大公使、本任代理大公使、臨時代理大使、参事官、書記官、外交官補、陸海軍武官及び同補佐官、商務官、文化情報官その他外交官リストに登載されたものをいい、領事官とは、本任綱領事、領事、副領事、代理領事及び領事官補をいう。

なお、外交官以外の大公使館の館員又は領事官の館員（日本国籍を有する者を除く。）に関する限りは、派遣国において日本の同等の官吏に対して同様の待遇を与えることを条件として相互主義により外交官又は領事官に準じて取り扱うこととし、本邦に駐在する外国政府代表部又はこれに類する外國政府の機關で大公使館又は領事館に代るべきものとして日本国政府が認める機関（以下代表部等という。）の長及び部員（日本国籍を有する者を除く。）についても、また同様とする。

1～3

【答】

4 狩猟者税

相互主義により免除する場合を除く外、課税する。

(4) 外交官等の狩猟免許手数料の免除について

(4) 外交官等の狩猟免許手数料の免除について

(4) 外交官等の狩猟免許手数料の免除について

手数料について、從來外交官等に対する取扱いは、相互主義による國際慣行に従って、手数料の免除を行うことが適当であるとされており、都道府県自治省財政局長より各県知事あてに手数料の免除を行なうことが適当であるとされており、都道府県が手数料の免除をすることが適当であるとの外交官等は次に掲げるものに限られるが、外交官等の範囲は狩猟免許税及び入猟税の課税上の最優いと判断を失しないものとされたい。

相互主義を適用している国

(昭和38年1月1日～現在) 外務省調
オーストリア ベルギー カナダ
中華民国 キューバ チェコスロバキア
デンマーク 西ドイツ ギリシャ
インド イラン イタリー
オランダ ノルウェー パキスタン
ベルギー スペイン スウェーデン
イスラエル タイ イギリス
アメリカ ヴェトナム

(注：昭和58年にオーストリア（静岡県のみ）が追加された。)

(5) 駐留軍人の狩猟免許税について

別記様式

狩獵等事故発生速報				
発生年月日・時間	年	月	日	曜日 時頃
発生場所(※)	都道 府県 ※位置図(鳥獣保護区等位置図・住宅地図)を添付して下さい。			
天候				
捕獲の区分(目的) 許可者(※)	狩猟／有客鳥獣捕獲／その他() ※当該許可証の写しを添付して下さい。			
生 所				
氏 名				
職業・年齢 加 着 者	職業:	年齢:	歳	
狩猟免許の有無 鳥獣被害対策実施隊員であるかどうか	有／無	(有の場合) 免許の種別、交付日:		
狩猟経験年数				
生 所				
氏 名				
職業・年齢 被 着 者	職業:	年齢:	歳	
狩猟免許の有無 鳥獣被害対策実施隊員であるかどうか	有／無	(有の場合) 免許の種別、交付日:		
加 着 者との関係	共派者／他者	／その他()		
障害の程度 事故の概要(※)	死亡／傷	／重傷／軽(傷害の場合)	全治	通院程度
事故の原因	※既に新聞報道があれば、その報道記事の写しを添付して下さい。			
備 考	銃器の種類、製造業者名及び銃器の構造上の欠陥と考えられる場合はその詳細を記入する。 【注】「銃器による事故」「死亡・重傷事故」については、請求に報告願います。 【注】当該速報は、注意喚起を目的として、全農直営場への情報共有を行う場合があります。			

2. キジ・ヤマドリの出合調査

ヤマドリ、キジの出合調査については、メスヤマドリ、メスキジの捕獲禁止措置に係る資料等として必要があり、今後とも環境省において取りまとめることとしたいので、從前どおり別添様式により毎年 10 月 15 日(北海道においては、9 月 15 日)の初霜日において、出発者が確認したヤマドリ、キジの出合数を調査し、別添様式により、毎年 12 月 20 日までに自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室へご報告願います。

3. 鉄施及び火薬の取扱い
鉄施及び火薬類の取扱いについては、法、施行令、施行規則、基本指針及び関連通知によるものほか、以下によるものとする。

(1) 特別許可者の購入する火薬類の取扱い
狩猟免許者および特別許可者の購入する火薬類の取扱いは以下により取り扱うものとする。これは、これまでの通知の内容を引き継ぐものである。

① 火薬類取締法施行規則第37条第1号の改正に伴う措置について

昭和40年10月8日 40整局第670号
通商産業省軽工業局長より各県知事あて

火薬類取締法施行規則(以下「規則」という。)の一部を改正する省令(昭和40年10月9日付け通商産業省令第117号)により、規則第37条第1号の無許可譲受数量は狩猟免許または鳥獣捕獲許可証の有効期間内において無許可で譲り受けることとされる総数量とする旨の制限をすることとしたが、この制限の実効性を担保するため、農林省(林野庁)および警察庁(保安局)と当局とで協議した結果、狩猟免許を受けた者および鳥獣捕獲許可を受けた者(以下「狩猟免許者等」という。)は、別添様式による火薬類無許可譲受票(以下「譲受票」という。)を狩猟免許または鳥獣捕獲許可証に対し、譲り受けの都度所定事項(氏名、回数、譲受火薬類、無許可譲受数量に対する残量および譲受年月日の欄)を記入し、譲渡者(主として販売業者)は、義理譲りの都度所定事項(購入住所氏名捺印の欄)を記入し押印することとした。	この協議結果を踏まえに実施するため、貴管下火薬類販売業者等に対して次のことを遵守するよう敬意の趣旨をも願いとする。	1 譲受票を所持(狩猟免許等に付した形において所持する場合に限る。以下同じ。)している狩猟免許者等に対しては、その譲受数量を確認してその残量の範囲内で譲渡し、その都度所定欄に住所、氏名を記入し押印すること。(譲受者記入事項を代行して記入しても差し支えないものとする。)	2 譲受票を所持していない狩猟免許者等に対しては、火薬類を譲り渡さないこと。 なお、規則第37条第1号に規定する数量をこえて譲り受けようとする者に対しては、火薬類譲受許可の申請により処理することとする。	[注] 別添様式は、省略する。	② 狩猟免許者および特別許可者の購入する火薬類の取扱いについて	昭和40年10月9日 40林野造第1412号 林野官長官より各県知事あて	昭和40年10月9日通商産業省令第117号で火薬類取締法施行規則の一部改正が
規則第37条第1号の改正に伴う措置について	昭和40年10月8日 40整局第670号 通商産業省軽工業局長より各県知事あて	昭和40年10月9日 40林野造第1412号 林野官長官より各県知事あて	昭和40年10月9日通商産業省令第117号で火薬類取締法施行規則の一部改正が				
規則第37条第1号の改正に伴う措置について	昭和40年10月8日 40整局第670号 通商産業省軽工業局長より各県知事あて	昭和40年10月9日 40林野造第1412号 林野官長官より各県知事あて	昭和40年10月9日通商産業省令第117号で火薬類取締法施行規則の一部改正が				
規則第37条第1号の改正に伴う措置について	昭和40年10月8日 40整局第670号 通商産業省軽工業局長より各県知事あて	昭和40年10月9日 40林野造第1412号 林野官長官より各県知事あて	昭和40年10月9日通商産業省令第117号で火薬類取締法施行規則の一部改正が				
規則第37条第1号の改正に伴う措置について	昭和40年10月8日 40整局第670号 通商産業省軽工業局長より各県知事あて	昭和40年10月9日 40林野造第1412号 林野官長官より各県知事あて	昭和40年10月9日通商産業省令第117号で火薬類取締法施行規則の一部改正が				

行われ、10月8日付け40警局第670号によって別紙写しのとおりの通達が施行されている。

これは、符號免許者等の購入する火薬類の取扱いの適正を期すためのものであり、警察庁および通商産業省と当局で協議のうえ措置されたものであるから、鳥獣保護及狩猟二関法法律により製造業者を適用する者について、この趣旨の同知徹底を図られたくお願いする。

獵銃用火薬類無許可譲受票に関する事務は、社団法人大日本獣友会の協力を得て以下のとおり実施することとする。

- i 獵銃用火薬類無許可譲受票の交付事務は、都道府県獣友会がこれを行うものとする。
- ii 都道府県獣友会の支部は、事業を行う区域内に住所を有する者が狩猟免状または鳥獣捕獲許可証を提示して獵銃用火薬類無許可譲受票の交付を求めたときは、一狩猟期間（鳥獣保護及狩猟二関法法律第12条の許可を受けた者については、当該許可の有效期間。以下同じ。）について一枚限り、その交付を行いうものとする。
- iii 都道府県獣友会の支部は、次にしめす様式の獵銃用火薬類無許可譲受票交付台帳を作成し、保存するものとする。

獵銃用火薬類無許可譲受票交付台帳

番号	氏名	交付年月日	交付の内容	摘要	施行日	返納年月日

iv 獵銃用火薬類無許可譲受票の交付を受けた者は、狩猟期間満了の日から30日以内に交付をした都道府県獣友会の支部に獵銃用火薬類無許可譲受票を返納するものとする。

v 都道府県は、必要に応じ、獵銃用火薬類無許可譲受票の返納されたものについて狩猟免許者等の平均火薬類購入数量などの調査を行うものとする。

※1 大日本獣友会が実施することとされた事務については、昭和40年10月7日の照会を行い、昭和40年10月7日日本獣友会長より大日本獣友会長あて、事務を行うことについての照会を行って、当会で実施することに異議がない旨回答を受けている。

※2 無許可で譲り受けけることのできる風銃用火薬類の数量は、無煙火薬又は黒色火薬火薬については、合計60グラム以下に、続用雷管又は美包については300個（こ

のうちライフル銃用雷管又はライフル銃用美包については50個）以下とされている。

（「獵銃用火薬類等の競渡、競受け、輸入及び消費に関する総理府令の一部改正」昭和51年9月6日総理府令第48号）

③ 実包、空包等の火薬類の取扱いについて

昭和43年9月3日 43化局第435号
通商産業省化学工業局長より林野庁長官あて

上記の件について、別紙のとおり各都道府県知事が通達しましたので、この趣旨に沿つてご協力をお願いします。
(別添)

昭和43年9月3日 43化局第435号
通商産業省化学工業局長より各県知事あて

昨年以来火薬類の不正使用による悪質な犯罪および災害事故が頻発していることから、最近別添のように自己の所持する銃に適合しない実包を譲り受けこれを不正に第三者に譲り渡した例がみられるので、火薬類取締法（以下「法」という。）第17条第1項第3号の解釈を明確にし、これに伴い、同項および同条第5項の運用を強化することに下記により、その取扱いを強化することとしたので、適切な指導をお願いします。

記

1 獵銃用火薬類の無許可譲受、譲渡に関する手続の強化について
最近別添のように自己の所持する銃に適合しない実包を譲り受けこれを不正に第三者に譲り渡した例がみられるので、火薬類のうち、とくにけん銃および熊糞用等に用いられる火薬類（実包、空包、発射薬等）が不正に使用される場合は、犯罪に悪用されるおそれがあるので、下記により、その取扱いを強化することとしたので、適切な指導をお願いします。

(1) 法第17条第1項第3号中「撃弾筒を使用するものが鳥獣を捕獲する目的で……火薬類を譲り受けるとき」とは、鳥獣を捕獲する目的なのであるから、撃弾筒を使用する者が所持する撃弾筒に適合する火薬類を譲り受けときをいう。従つて、当該撃弾筒に適合しない火薬類を譲り受けようとするときは、火薬類の譲り受けの許可を必要とする。

(2) (1)の解釈に基づき農林省（林野庁）及び警察庁（刑事局）と当局との協議した結果、法第17条第1項第3号に規定する者が自己の所持する撃弾筒に適合する火薬類を行政庁の許可なくして譲り受けけるときは、從来の手続（昭和40年10月8日付け40警局第670号（通達）「火薬類取締法施行規則第37条第1号の改正に伴う指置

について」による手続)に加えて、銃砲刀剣類所持等取締法第7条に規定する銃砲所持許可証を相手方(販売業者等)に呈示し、当該火薬類が譲受人の所持する装薬統に適合する火薬類であることを明らかにしなければならないこととした。

(3) (1)、(2)に基づき、火薬販売業者等が法第17条第1項に該当する火薬類を譲り渡そうとする場合は、同条第5項の規定に基づき、従来の40整局第670号(通達)による確認(相手方が銃砲免状または鳥獣捕獲許可証および大日本獣友会発行による無許可譲受票を有していることの確認)に加えて、相手方の有する銃砲刀剣類所持等取締法第7条に規定する銃砲所持許可証により、当該火薬類が相手方の所持する装薬統に適合する火薬類であることを確認しなければ譲り渡してはならないこととする。

2 猛銃用装薬およびライフル実包の輸入許可の審査の厳正化について

〔略〕

3 建設用ひょう打ち銃用実包の輸入許可に関する手続の強化について

〔略〕

〔別添〕

猛銃用火薬類無許可譲受票で適合実包以外の実包を譲り受けた事例

1 I県のT(37歳)は、散弾統を所持しているが、自己の無許可譲受票で、火薬販売店から散弾850発のほか、2.2口径ライフル実包150発を譲り受け、そのライフル実包を同県のN(32歳)に譲り渡した。このような事案があつたので、県友会から100枚ほど無許可譲受票を借り受け調査したところ、12番の散弾統を所持している者で16番の散弾実包を譲り受けているものが3名いた。

2 F県のK(38歳)は散弾統を所持しているが、自己の無許可譲受票で、火薬販売店から散弾実包50発のほか、ライフル実包(300)20発を譲り受け、そのライフル実包を同県のYに譲り渡した。

(猛銃用火薬類無許可譲受票様式) 省略

④ 使用済みの猛銃用火薬類無許可譲受票の取扱いについては、次のとおりとする。これは、「猛銃用火薬類の無許可譲受票の保存、廃棄等の取扱いについて(昭和45年6月13日4・5林野造第379号林野長官より各県知事あて)」の内容を引き継ぐものである。

ア 猛銃用火薬類無許可譲受票は、返納期限の翌日から一箇年都道府県獣友会(またはその支部)において保存する。

イ 保存期間中に都道府県警察または都道府県林務課から資料として活用の申し出のあったときには提出する。

ウ 保存期間満了後廃棄する際は、事前に都道府県警察および都道府県林務課にその旨を通知する。

⑤ 昭和50年度の狩猟期間終了後における猛銃用残火薬類の措置について(通達)

昭和50年9月26日 警察庁丁安路第208号
警察庁保安課長より各管区警察局保安部長、警視庁
防犯部長、各県警察本部及び各方面本部長あて

狩猟期間終了後に残された猛銃用火薬類(以下「猛銃用残火薬類」という。)による事件事故防止の徹底を期すため、前年度に引き続きみだしの指導を次により実施することとしたから遺憾のないようにされたい。
なお、鳥獣捕獲許可の有效期間終了後の猛銃用残火薬類についても本措置に準じて措置することとされた。

記

1 基本方針

前年度に実施した猛銃用残火薬類の措置の実績を活用して猛銃用残火薬類を生じさせないための指導広報を最重点に実施し、「止むを得ない理由により残火薬類を生じた場合は、これを自宅等に封蔵しないための措置を強力に推進するものとする。

2 實施の対象

ライフル実包、散弾実包、無煙火薬、黒色猛銃用火薬及び猛銃用雷管

3 実包要領

(1) 残火薬類を生じさせないための措置
ア 関係の機関及び団体に対して新銃用残火薬類を生じさせないための指導、広報を徹底するよう協力を求めること。
イ 猛銃関係団体の会合等には、努めて警察職員を出席させ、猛銃用残火薬類を生じさせないための指導を行い、この趣旨の浸透に努めること。
ウ 火薬類販売業者に対し、購入者が希望した場合は、猛銃用火薬類のパラ充りを行うよう協力を求めること。

(2) 猛銃用火薬類の実態調査
環境庁においては、猛銃用残火薬類の実態調査を効果的に実施するため、猛銃用火薬類無許可譲受票に猛銃用残火薬類の種類、数量、希望する措置の報告欄を新たに設け、

昭和50年新規年度から実施することとした（別添1の通達参照）ので、関係の獣友会と緊密に連携し、猟銃用火薬類の実態は層に活用すること。

また、狩猟の用に供する猟銃用火薬類の譲受けの許可を行うに当たっては、昭和50年2月14日防警庁丁安第30号警察庁保安課長通達「昭和49年度の狩猟期間終了後における猟銃用火薬類の措置について」（以下「前年度通達」という。）の別添1「猟銃用火薬類の措置についてお願い」を許可を受けた者に交付し、狩猟期間終了後、当該事項を記入の上、速やかに当該許可証を交付した警察署に提出するよう指導すること。

なお、この場合において「猟銃用火薬類の措置についてお願い」の報告事項欄中、猟銃用火薬類の種類欄の「ライフル実包、散弾実包」を「ライフル実包、散弾実包、無煙火薬、黒色猟用火薬、銃用雷管」に訂正して交付すること。

（3） 猟銃用火薬類の措置

前年度通達3の（2）によること。

4 実施上の留意事項

前年度通達4によること。

5 結果報告

実施結果は、別添2（省略）の様式により4月30日までに警察庁保安係あて報告すること。

⑥ 猟銃用火薬類等無許可譲受票の取扱いについて

昭和53年10月5日 警察庁丁安第312号
警察庁保安課長より環境庁鳥獣保護課長あて

火薬類取締法第17条第1項第3号の規定に基づく猟銃用火薬類等の無許可譲受けについては、昭和40年以降社団法人大日本獣友会に、無許可譲受票交付事務を依頼してきたところであるが、昭和55年法律第56号により銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正されたのを機会に無許可譲受票の様式を別添1のとおりに改正し、あわせてなお、特別の事情が存在し獣友会から無許可譲受票の交付を受けることが困難な者に対する救済措置として警察署長も発行することができるよう措置したので通知します。

なお、社団法人大日本獣友会に対しては、当庁より別添のとおり依頼書を発しているので参考までに添付します。

（注）社団法人大日本獣友会に対する依頼書は省略する。

別添1は省略

⑦ 展示照会

（1） 22口径金属製弾丸を装填した30口径ライフル実包について以下のとおり昭和53年1月31日 防保1保1第80号で（照会）があり、以下のとおり昭和53年5月2日 警察庁丁安第156号警察庁保安課長より警察庁保安課長あて（回答）が行われている。

（照会） 2 口径金属製弾丸を装てんした30口径ライフル実包について（照会）

昭和53年1月31日 防保1保1第80号
警視庁防犯部長より警察庁保安課長あて

管内火薬販賣業者日光産業株式会社では、別添圖とのおりの実包を外國から輸入し、国内において販売中であるが、この実包について、次のとおり疑惑があるのでご教示願りたい。

1 実包の概要

本件実包は、米国レミントン社製口径30-06ライフル実包で、その構造は、22口径に相当する金属製弾丸の2／3位をプラスチック包み、これを30口径に相当する薬きょうに装てんしたもので、30口径ライフル弾に適用される。この実包を、30口径ライフル弾により射撃を行った場合、プラスチックごと発射され、飛行途中においてプラスチックは22口径金属製弾丸から離脱してしまい、最終目標には22口径金属製弾丸のみが到達する。

2 質疑事項

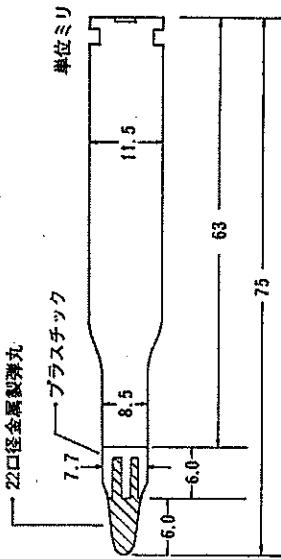
（1） 実包の区別について
実包の種類は、通常薬きょうに装てんされている金属製弾丸の口径により区別されている。

本件実包の場合は、22口径金属製弾丸が装てんされているにもかかわらず、30口径ライフル弾に適用されるところから「30口径ライフル実包」として扱うべきか。或は、あくまでも装てんされている22口径金属製弾丸にもとづき「22口径ライフル実包」として扱うべきか。

（2） 弾丸の定義について
実包の定義は、銃用雷管を装着した薬きょうに、火薬及び「弾丸」を装てんしたものと定められているが、この弾丸とは、実包を銃砲を用いて発射した場合において、薬きょうから離脱した飛行するもののすべてをいいのか。それとも、目標とした標的まで到達し、これに損傷等を与えるものみをいいのか。
なお、本件実包の場合、弾丸に装着されたプラスチックは金属製ではないため、銃刃法にいう弾丸にはなり得ないと考えられる。

(3) 狩猟に用いることができるか
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第3条第1項第5号では、口径5.9ミリメートル以下のライフル弾による狩猟を禁止しているが、これは22口径実包を使用しての狩猟を禁止したものと思われる。
本件実包を用いて狩猟を行った場合、22口径ライフル弾による狩猟と同じこととなるが、実際には30口径ライフル弾を使用しての狩猟である。このような場合、狩猟法違反として問罪できるか。

(ライフル弾図)



10
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
1
2
3
4
5
6
7
8
9

(回答)

22口径金属製弾丸を装填した30口径ライフル実包について（回答）

昭和53年5月22日 警察庁丁安課第156号
警察庁保安課長より警視庁防犯部長あて

昭和53年1月31日付、防保1保1第80号をもって照会のあつたみだしのことについては次の見解であるから回答する。

1 質疑事項（1）について

当該物件は米国において30口径ライフル弾用実包として「レミントン30-06アクセレーター」という名稱で製造、販売されており、業者の輸入許可申請及び通産省の輸入許可も「レミントン30-06／224アクセレーター」となっております。（224の意味は実際に飛行する弾丸の口径を表示し、この他に、222、223の二種類がある）30口径ライフル弾用実包として販売している。

例えば、散弾銃に使用する1発弾（ライフルドスマグ）も使用銃器に着眼して散弾実包の一つの特異な形態のものとして販売しており、從って当該物件もその使用銃器に着眼して30口径ライフル実包として取扱うべきものである。

2 質疑事項（2）について

当該物件のプラスチック部分は金属製弾丸に接着してあって弾丸を薬莢に保持させ、かつ、弾丸が発射された場合、銃腔と弾丸との隙間をふさぐハシキングの役割を果たすものであり、金属製弾丸の飛行の途中で離脱するもので（文献によると約9～12m程度しか飛行しない。）弾丸として使用する目的のものでないことは明らかである。

従って、このプラスチック部分は入管の緩衝等を目的とする弾丸とはいはず、かつ、

金属性でないために銃刀法にいう弾丸にも該当しないものと解する。

3 質疑事項（3）について

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第3条第1項第5号では口径5.9mm以下のライフル弾を使用する狩猟を禁止している。この趣旨は口径5.9mm以下のいわゆる小口径ライフル弾は、大型動物に対しては威力の点で充分でないために負傷獣を生じさせるおそれがあり、鳥獣の保護繁殖上好ましくないのみならず、これらの負傷獣による人畜の危害予防上からも好ましくないからである。また、小型動物に対しては散弾銃の目的を達し得るものであり、特に射程距離の長いライフル弾を使用する必要性が認められないからである。当該事件と30-06ライフル実包及び22口径ライフル実包の威力（エネルギー）を比較してみると別表及び別図の通りである。当該物件を使用する銃器は30口径ライフル弾ではあるが、目的物まで実際に行飛する弾丸は2.2口径であり、この威力は30-06ライフル実包よりも相当に下回り、（距離270mで1/2,450度で1/3程度）22口径ライフル実包と略同程度であるので大型獣を負傷試験するおそれが多いにあり、当該物件を使用しての狩猟は狩猟法違反となるものと解する。

なお、このことについては環境省とも打合せ済みである。

(2) 銃類及び空気銃の取締りについては、以下の通知内容について留意する必要がある。

- ① 銃類及び空気銃の取り締まり強化について
昭和40年1月30日 警察庁丙安第40号
警察庁保安局長より各県警祭本部長当等

- 1 (略)
2 (略)

3 事故をおこした者および違反者に対する行政処分
弾銃等による人身事故その他好漸に関連して銃刀法に違反した悪質な者に対しては取
消処分を行うこと。なお、このことと関連して、今般、林野庁との協議の結果、今後、
狩獵法第20条の4に規定する好漸に関する取締事務を担当する指定職員が、狩獵法違
反事件を送致した場合には、その事案の概要等を都道府県公安委員会に通報すること
になつてゐるので、これらについても銃刀法第10条第2項第1号の違反事実の有無
を検討し、上記に準じて取消処分を行うこと。

4 猿銃等および実包の保管についての指導
猿銃等の事故の約半数は、所持の許可を受けたものの家族その他のものによるもので
ある実情にかんがみ、猿銃等および実包の保管場所、保管の態様等については、特に指
導を強化すること。

- 5 (略)

- ② 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に関する覚書

警察庁丙安第3号
林野庁 46-106

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案の国会提出に際し、下記のとおり了解
し、覚書きを交換する。

昭和46年2月10日

警察庁保安部長 楢谷川俊之 印
林野庁指導部長 海法正昌 印

記

- 1 改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条の2第3項第1号の「ライフル銃による獣類の捕獲を事業とする者」には、獣類の捕獲による収入を生計の一部にあてている者を含むものとし、当該「獣類の捕獲を事業とする者」の範囲およびその認定の方法について警察庁は、事前に林野庁と協議するものとする。
- 2 法第5条の3項第1号の「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には、農林水産業を行う者（国および地方公共団体の機関を含む。）およびこれらの者の使用人その他の従事者を含むものとする。
- 3 法第5条の2第3項第1号に規定する10年の期間については、林野庁において獣類の生息状況、狩猟および有害鳥獣駆除の実施等を樹立して当該期間を短縮する必要があると認めてその旨の申出をしたときは、両府間ににおいて十分協議するものとする。

③ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の制定に関する覚書

警察庁内安第2.1号
林野第4.1-1015

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の制定にあたり、下記のとおり了解する。

昭和41年7月13日
警察庁保安局長 今竹義一 印
林野第指導部長 手東嘉一 印

- 1 林野庁は、鳥獣保護及狩猟ニ關する法律第7条ノ12第1項の講習会（乙種又は丙種の狩猟免許に係る講習に限る。以下「狩猟者講習会」という。）で昭和41年6月7日以降すでに開催されたものの講習を修了した者に対し、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律その他関係法令並びに武器及び火薬類についての一般知識を周知徹底させるよう関係都道府県等を指導するとともに、今後とも狩猟者講習会において銃砲刀剣類所持等取締法とその他関係法令並びに武器及び火薬類についての一般知識が周知徹底されるよう所要の措置を講ずる。
- 2 警察庁は、狩猟者講習会を系統及び空気銃の所持に関する法令並びに獣統及び空気銃の取扱いに關し必要な知識を修得させることを目的とする講習会として取り扱うよう都道府県警察を指導するとともに、依頼に応じて狩猟者講習会の講師として警察の職員を派遣するよう指導する等必要な協力をを行う。

VI-5 猿区

猿区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域において、放鳥獣、狩猟者数の制限その他狩猟の管理をしようとする者が設定するものであり、規程を定め、環境省令によるところにより当該区域における狩猟の管理について都道府県知事の認可を受けることができる。

1. 猿区の認定者

猿区の認定者は、送上時に規定はなく、國又は地方公共団体が設定することのみならず、いわゆる私営猿区の設立が可能となっているが、猿区設定者は、猿区の管理經營に必要な技術と能力を有する者に限られる。

2. 猿区の業務の委託（法第73条関係）

法第73条の規程により委託する事務については以下のとおりである。

(1) 委託しうる事務の範囲

- ① 狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設の設置に関する事務
- ② 狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事務
- ③ 狩猟鳥獣の飼育に関する事務
- ④ 入猟者の案内に関する事務
- ⑤ 猿区の区域内における監視に関する事務

(2) 委託者

委託者については、原則としては、狩猟の適正化若しくは鳥獣の保護又は管理を目的とする公益法人であることが望ましいが、當利会社についても受託しようとする目的等を検討し、個別の事案に応じて適宜処理するようすること。

(3) 受託者

受託者に係る事務を実施するための経費に充てられたため、入猟者から料金を徴収し、自己の収入として自主的活動ができるが、その金額は、入猟承認料の範囲内において委託契約で定められることとともにその使用等については、認定者である地方公共団体において十分に指導監督を行うこと。

なお、入猟承認料の性格については、公物使用料の範囲であると考えられるので、これについては条例で定めるものとする。

3. 猿区制度の充実

猿区設定者を国及び地方公共団体以外の者まで拡大しているのは、猿区の運営に民間の創意工夫を取り入れ猿区制狩猟を一層推進するためであるが、この猿区設定者は猿区の管理制度に必要な技術と能力を有する者に限ることとする。

また、放鳥獣猿区は、秩序ある狩猟の施保に資するのみならず、鳥獣の保護及び狩猟の適正化の上からもその設定を積極的に推進するものであることにかんがみ、放鳥獣猿区設定者についても猿区の管理經營に必要な技術と能力を有する者である必要がある。

4. 放鳥獵猟区

(1) 放鳥獵猟区で放鳥獵する狩猟鳥獣の種類は、当面、キジ、ヤマドリ、マガモ、及びオスジカとするよう指導すること。

(2) 放鳥獵猟区における捕獲数については、放鳥獵された狩猟鳥獣の数の 90 パーセント以下あることに留意すること。

(3) 放鳥獵猟区において放鳥獵された狩猟鳥獣の種類以外の狩猟鳥獣を捕獲した者に対しては、その情状に応じて狩猟免許の取消し又は効力の停止を行うこと。

5. 猿区管理規程

(1) 法第 68 条第 2 項第 4 号の追加により、放鳥獵猿区にあっては放鳥獵猿区内である旨及び放鳥獵する狩猟鳥獣の種類を猿区管理規程に記載することとされたが、放鳥獵猿区にあっては、当該猿区の区域内で放鳥獵した種類の鳥獣の数の 90 パーセントに当たる狩猟鳥獣を捕獲したときは、新たに放鳥獵をしない限り、以後の入猟承認を行わない旨管理規程に明記するよう関係者を指導すること。

(2) 入猟予約制を取る場合にあってはその旨及び予約の際に納入する入猟承認料の部分払いの額を、入猟者各人に狩猟する区域を指定する場合又は案内人を付けて狩猟することとを義務づける場合にあってはその旨を、放鳥獵猿区において入猟者の申し出に基づいて追加入猟承認料を徴収して捕獲数の制限を超えて鳥獣を捕獲することを承認する場合にあっては追加入猟承認料の額をそれぞれ猿区管理規程に記載するよう関係者を指導すること。

6. その他

(1) 猿区設定者は入猟者から請求があつた場合には、猿区に入猿した年月日、捕獲した鳥獣の種類及び数量を記載した証明書を発行するよう指導すること。

(2) 猿区設定者は、猿区の区域内で本法等に違反した者があつた場合には、直ちに都道府県知事に連絡させるよう指導すること。

(3) 猿区の設定者は設定に当たつて土地所有者の同意を得る必要があるが、国有林野事業を実施している国有林野の場合にあっても、旧法下に引き続き、登記の有無に問わらず同意を得る必要がある。

(4) 入猟承認料の取扱いについては、以下の覚書を引き継ぐものとする。

(昭和 38 年 5 月 31 日)
各省行政局行政課長
林野庁指導部造林保護課長

入猟承認料は地方公共団体が設定する猿区にあっては、条例で定めて徵収するものとする。

7. 猿区管理規程の参考様式等について
猿区設定の認可に係る事務の円滑化を図るために、猿区設定認可申請書の様式及び新規管理規程の参考様式を下記のとおり作成したので、事務の参考とされたい。

記

1 猿区設定認可申請書の様式 別紙 1

2 帰ら放鳥獵された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猿区の猿区管理規程参考様式 別紙 2

3 2以外の猿区の猿区管理規程参考様式 別紙 3

4 猿区管理規程の変更の認可申請書(届出を含む。)に記載(添付)する事項
(1) 変更しようとする猿区管理規程の名称
(2) 変更の事由
(3) 猿区管理規程の改正案(例: 第 5 条第 1 項中「第 3 条の狩猟免許」を「第 8 条 / 3 第 1 項の登録」に改める。)
(4) 新旧対照表(例: 別紙 4)
(5) 改正後の猿区管理規程案
(6) その他必要事項

番 号
〇〇年〇月〇〇日

〇〇都道府県知事 殿

住所
団体の名称
代表者氏名
電話番号
～

〇〇獣区認定認可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第68条第1項の規定により、〇〇獣区を設定したいので、同法施行規則第72条第1項の規定に基づき、獣区管理規程、獣区の区域及び位置を示す図面、獣区の区域内の土地の上に登記した権利を有する者の同意を証する書面並びに獣区設定に関する予算書を添えて下記のとおり申請します。

記

1 獣区予定区域内の地目別面積

山 林			原野		水面	その他の計	備考
国有林	公有林	私有林	計	耕地			
ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

2 獣区予定区域内の鳥獣生息状況

- (1) 区域内に生息する鳥獣について、最近3か年間の生息数の多い鳥獣の種名をあげて生息の概要（増減傾向を含む。）を説明すること。特に狩猟期間内の狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤認されるおそれのある非狩猟鳥獣の生息状況について詳述すること。
- (2) 水面のある場合は、水面における鳥獣の生息状況を説明すること。

- (3) 鳥獣の繁殖地として、植生など適している事項について説明すること。
- (4) 鳥獣の生息状況の参考資料として、獣区の環境を示す写真数枚を添付すること。
- (5) 獣区の環境を示す写真については、「獣区の位置図」中に、各々の写真についての撮影方向を矢印で示すこと。また、写真的の説明上必要と認められる場合は説明書きを付すること。

3 獣区の維持管理の事務委託
維持管理の事務を委託する場合は、委託を受ける者の住所、名称（代表者の氏名）、委託事務の内容等について記載すること。

4 狩猟鳥獣の保護繁殖施設の設置計画

(1) 〇〇年度の計画

- ① 給水施設
- ② 給餌施設
- ③ 営巣、避難及び探査に必要な森林及び草原

(2) 〇〇年度の計画

- ① 給水施設
- ② 給餌施設
- ③ 営巣、避難及び探査に必要な森林及び草原

(注) 1 (1)には、当初年度の計画（2）には、次年度の計画を記載すること。

(5、6において同じ)

5 狩猟鳥獣の人工増殖計画

(1) 〇〇年度の計画

対象種	増殖施設の規模	繁殖親の数	育成子の計画数	備考
	m ²		羽	羽

(2) 〇〇年度の計画

(1) 同じ

6 狩猟鳥獣の放鳥計画

(1) 〇〇年度の計画

放鳥対象種	放鳥數	放鳥の方法	放鳥の場所	放鳥の入手相手の名稱	備考
	羽				

(2) 〇〇年度の計画

(1) 同じ

7 1狩猟期間の月別入獵者・捕獲鳥獣の見込数
〇〇〇〇年度（当初年度）

て図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。また、記載欄の大きさについては、適宜増減して差し支えないものとする。

月	入獣見込み数			捕獲見込枚数			
	網羅免許 許	わな獣免 許	第1種続 獣免許	第2種続 獣免許	キジ	ヤマドリ	コショウケイ
10	人	人	人	人	羽	羽	羽
11							
計							

(注) 1 入獣見込み数は、別添予算書の入獣見込み数と同数であること。

2 放鳥獣区にあっては捕獲見込み数は、当該年度の放鳥數の90%以下であること。

3 次年度以降入獣見込み数、捕獲見込枚数、相当の差が生じる計画の場合その旨を記載すること。

獣区運営に從事する者				獣区運営に必要な事項	
区分	氏名	年齢	狩猟経験 年数	狩猟鳥獣増殖從事年数	獣区運営に必要な 能力に關する事項
獣区管理者					
主任					
巡視員					
事務所					

(注) 1 国又は地方公共団体以外の者の申請について必要である。

2 獣区運営に必要な能力に関する事項には鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律について十分な知識があること、官公庁、企業団体等で一定の業務の推進を指揮、運営した経験があることなどについて記載すること。

9 獣区運営に必要な資金計画

(注) 1 国又は地方公共団体以外の者について必要であること。
2 具体的に資金計画を記載すること。
3 自己資金にあつては、銀行等の預金の現在残高証明書、自己資金以外の資金にあつては、その調達が可能であることを証明する書類を添付すること。

備考
添付書類作成上の注意事項等は、次のとおりである。なお、用紙の大きさは、原則として場所は原則として獣区に含めないものとすること。

① 集落地、学校、病院、鉄道施設、その他公共施設

- 1 「獣区管理規程の参考様式」を参考として次の事項に配慮して作成すること。
 - (1) 獣区の位置は、著名な場所を起点として右廻り（時計の針と同じ動き）によつて示すものとし、道路名、建物名等位置を示す名称を記入した区域説明図を添付すること。
 - (2) 放鳥獣の種類は、現実に放鳥能够できる種類を記載すること。今後実施する予定の種類については、放鳥獣が実施できる年度に変更申請を行うことで対処すること。
 - (3) 入獣日 獣区利用の増進を図るために、原則として日曜日は入獣日とするほか、他の曜日も入獣日とするよう努めること。

5 その他

- 1 次の場所は原則として獣区に含めないものとすること。
 - ① 集落地、学校、病院、鉄道施設、その他公共施設

第7条 法第35条第1項の規定による登録を受けた者で、獣区に入獵しようとする者（以下「狩猟者」という。）は、入獵希望の日の〇〇日前から〇〇日前までの間（以下「申込み期間」という。）に狩猟者登録の写しを添えて、書面で獣区管理者の入獵の申込みをしなければならない。

ただし、次項の規定により申込みをしたときは、この限りでない。

2 狩猟者は、前項の申込期間前であっても、入獵希望の日の〇〇日前からは、入獵申込書を提出することにより、獣区管理者に入獵の予約を申し込むことができる。この場合において、狩猟者登録の写しの提出は、前項の規定にかかわらず、入獵日の〇〇日前までに行うものとする。

3 獣区管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、入獵日1日当たり、入猟させる人數の〇〇パーセントに当たる数に達するまで、その申込みのあった順に入猟の予約を受理するものとする。入猟の予約が、1日につき入猟させられる数を超える場合は、抽選又は先着順によりこれを制限する。

4 獣区管理者は、前項の規定による受理をしたときは、その旨及び獣区管理者の指定する期限までに第10条第1項に規定する入猟承認料の〇〇ペーセントに当たる額の内金を納入しなければならない旨を予約に係る狩猟者（以下「予約者」という。）に電話、書面又は〇〇により通知するものとする。

5 予約者が指定の期限までに入猟承認料の内金を納付しないときは、その者に係る入猟の予約は、無効とする。

（入猟承認の基準）

第8条 狩猟者の入猟日は、狩猟期間中の〇曜日、〇曜日、日曜日及び祝日（祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。）とする。ただし、雨雪等のため狩猟することができない場合及び第3項の規定により入猟承認を行わない場合は、この限りでない。

2 入猟させる狩猟者の数は、入猟日1日につき〇〇人以内とし、狩猟者の数が入猟日1日につき入猟させられる数を超える場合は、予約者以外の狩猟者について抽せんにより、これを利用して制限する。

3 放鳥駆除された狩猟鳥類のすべての種類の鳥獸について第6条第3項後段の規定による捕獲の禁止をした場合は、入猟承認を行わないものとする。

4 最近の3豊饒年度の間ににおいて第12条、第16条第1項、同条第4項及び第17条の規定に違反した者について、入猟承認を行わないものとする。

（入猟承認の通知方法）

第9条 入猟を承認された者（以下「入猟者」という。）に対するその旨の通知は、別記様式第1号の入猟承認通知書を交付して行うものとする。

（入猟承認料及びその納付の方法）

第10条 入猟承認料は、入猟者1人1日につき〇〇円とする。

2 入猟者は、入猟の日の〇〇日前までに、現金（又は〇〇）をもつて獣区管理者に入猟承認料（予約者にあっては、その残額）を納入しなければならない。

- 3 第16条第3項の規定による承認を受けた入猟者は、第1項に規定する額と同額の追加入猟承認料を獣区管理者に納入するものとする。
4 入猟承認料（その内金を含む。）の払戻しは、行わない。ただし、獣区管理者が入猟承認を取り消した場合は、この限りでない。

（入猟承認に關する事項）

第11条 新区管理者は、入猟者に対し、その入猟の際に別記様式第2号による入猟承認証及び別記様式第7号による施草を交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

（1）入猟承認料が未納であるとき。

（2）入猟者の狩猟者登録証の提出がないとき。

（3）入猟承認通知書の名義が当該入猟者でないとき。

2 獣区管理者は、前条第3項の追加入猟承認料の納入があつたときは、当該入猟者に対し、別記様式第8号による施草を交付するものとする。

3 獣区管理者は、必要があると認めるときは、入猟者の随伴者について、別記様式第9号による施草を交付する。
4 入猟者は、入猟承認証又は施草を紛失したとき（その随伴者が交付を受けなければならぬ）、直ちに獣区管理者に届け出そその再交付を受けなければならない。

この場合において、当該入猟者は紛失した施草1個につき〇〇円を納めなければならない。
（入猟者の守るべき条件）

（入猟者の守るべき条件）

第12条 入猟者の守るべき条件は、次のとおりとする。

（1）入猟者は、入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯し、獣区管理者又は関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならないこと。

（2）入猟者は、入猟中は施草を着けなければならぬこと。

（3）入猟者は、獣区管理者が当該入猟者の随伴者に施草を交付した場合は、当該随伴者に施草を着けさせなければならないこと。

（4）入猟者は、入猟承認証及び施草を他人に引き渡してはならないこと。

（5）入猟者は、獣区の区域内のうち、獣区管理者が指定した区域以外の区域で狩猟してはならないこと。
（6）入猟者は、第6条第3項の規定により捕獲を禁じられた種類の狩猟鳥獸を捕獲してはならないこと。

（7）入猟者は、第15条の規定により設けられた狩猟禁止区域において狩猟してはならないこと。
（8）入猟者は、案内人の案内により狩猟しなければならないこと。

（9）入猟者は、次条の規定により設けられた施設及び第14条に規定する事業を行うため設けられた施設を移転し、汚損し、毀損し、又は除去してはならないこと。
（10）入猟者は、獣区の区域内においてつきをしてはならないこと。

- (11) 入猟者は、獵区の区域内において農作物又は竹木等を損傷してはならないこと。
- (12) 入猟者は、獵区の区域内において予備銃を携帯してはならないこと。
- (13) 入猟者は、退猟の際に、獵区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別頭数を報告するとともに、入猟承認証に必要な施設として次の各号に掲げる施設を獵区管理者に返納しなければならないこと。

(狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設に関する事項)

第13条 獵区管理者は、狩猟鳥獣の生育、繁殖及び危険予防に必要な施設として次の各号に掲げる施設を獵区の区域内に設ける。

- (1) 狩猟鳥獣のための給水施設
- (2) 狩猟鳥獣のための給餌施設
- (3) 狩猟鳥獣の營巣、達避および採餌等に必要な森林及び草原

(狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事項)

第14条 獵区管理者は、第6条第4項に掲げる狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣の事業を行なう。

(狩猟鳥獣の繁殖に関する事項)

第15条 獵区管理者は、狩猟鳥獣の雌雄又は繁殖のための場所として獵区の区域内にその面積の20ペーセントを超えない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

(捕獲等の数の制限に関する事項)

第16条 入猟者は、1日当たり次の表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数（頭数を含む。以下同じ。）を超えて鳥獣を捕獲してはならない。

狩猟鳥獣の種類	羽 数
キジ	3羽
ヤマドリ	2羽
マガモ	5羽
オスジカ	1頭

2 入猟者は、いすれかの種類の狩猟鳥獣について、前項の羽数を捕獲した場合において同項の羽数を超えて鳥獣を捕獲しようとするときは、獵区管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

3 獵区管理者は、前項の申込みのあつた場合において獵区の維持管理上差し支えないと認めるとときは、これを承認するものとする。

4 前項の承認を受けた入猟者は、1日当たり次の表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数を超えて鳥獣を捕獲してはならない。

狩猟鳥獣の種類	羽 数
キジ	6羽
ヤマドリ	4羽
マガモ	10羽

オスジカ 2頭

(獵法又は獵具の制限に関する事項)
第17条 入猟者は、獵区の区域内において、第1号に掲げる獵法を用い、又は第2号に掲げる獵具を使用して鳥獣を捕獲してはならない。

- (1) 獵法 笛又はテープレコーダーを使用する方法
- (2) 獵具 網、わな

(獵区内における鳥獣による損失の補償に関する事項)

第18条 獵区設定者は、獵区の設定により獵区の区域内の農作物、竹木等につき損失を受けた者に対し、その認定により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(入猟證明書)

第19条 獵区管理者は、入猟者から入猟承認証の返納を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者に別記様式第3号の入猟證明書を交付するものとする。

(法第9条第1項の許可を受けた者の取扱い)

第20条 新法第9条第1項の規定による許可を受けた者で、獵区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は従事者証の写しを添え、獵区管理者に申し込まればならない。

2 獵区管理者は、前項の申込みがあつた場合において、獵区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。
3 第1項の申込みをして、これを承認された者は、獵区の区域内においては、獵区管理者が交付する別記様式第10号の飼章を着け、その定める条件に従わなければならない。

(獵区内における獵犬の競技会等の届出)

第21条 獵区の区域内において次の各号の一に該当する行為を行おうとする者は、書面で獵区管理者に届け出るものとする。

- (1) 獵犬の獵野競技会
- (2) 獵犬の競技鑑賞会
- (3) 獵犬の訓練
- (4) 前各号に掲げる行為に類似する行為

(獵区の職員)

第22条 獵区に獵区主任、巡視員及び事務員を置く。

2 獵区主任は、別記様式第4号による獵区主任証を携帯するとともに、別記様式第11号による腕章を着けるものとする。

3 巡視員は、別記様式第5号による巡視員証を携帯するとともに、別記様式第12号による腕章を着けるものとする。

(案内人)

- 第23条 獅子区管理者は、入獅者に案内人を付するものとする。
2 案内人は、別記様式第6号による案内人証を携帯するとともに、別記様式第13号による腕章を着けるものとする。

- 3 案内料は、〇〇円とする。ただし、案内する入獅者が2人以上である場合は、1人増すごとに〇〇円の案内料を増額するものとする。

(連獅の命令等)

- 第24条 獅子区管理者及び獅子区主任は、入獅者が法若しくは法の規定による禁止若しくは制限又は第12条、第16条第1項、同条第4項若しくは第17条の規定に違反する行為をしたときは、当該入獅者に退獅を命ずるとともに、同法又は同法の規定による禁止若しくは制限に違反する場合にあっては、直ちに獅子区の区域を管轄する都道府県知事及び警察署長に届け出なければならない。

- 2 巡視員及び案内人は、入獅者が前項に規定する違反行為をしたときは、直ちに獅子管理者又は獅子区主任にその旨を報告しなければならない。

(違反者の処分)

- 第25条 入獅者がこの規程に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するとともに、違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。
- (1) 第12条第1号から第3号まで、第5号、第9号、第10号若しくは第13号又は第17条の規定に違反したとき 5,000円
(2) 第12条第6号又は第7号の規定に違反したとき 2,000円及びこれらの規定に違反して捕獲した鳥獣1羽又は1頭につき 4,000円
(3) 第16条第1項又は第4項の規定に違反したとき これらの規定に違反して捕獲した鳥獣1羽又は1頭につき 4,000円

(賠償金)

- 第26条 入獅者は、前条の違反金のほか、この規程に違反することによって獅子区設定者に与えた損害(獅子区設定者が補償責任を負うことによって被った損害を含む。)について賠償金を支払わなければならない。

附則

この規程は、〇〇都道府県知事の認可の日(〇〇年〇〇月〇〇日)から施行する。

(別紙3)
(2以外の獅子区)

〇〇〇獅子区管理規程

(獅子区の設定者)

第1条 この獅子区は、〇〇〇〇が設定する。

(獅子区の名称)

第2条 この獅子区の名称は、〇〇獅子区(以下「獅子区」という。)とする。

(区域)

第3条 獅子区の区域は、〇〇県〇〇郡〇〇町の区域のうち、〇〇を起点とし、〇〇に至る線により囲まれた区域とする。

(存続期間)

第4条 獅子区の存続期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

(獅子区設定者の事務所の位置)

第5条 獅子区の事務所は、〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇に置く。

(入獅申込みの手続)

第6条 法第55条第1項の規定による登録を受けた者で、獅子区に入獅しようとする者(以下「狩獵者」という。)は、入獅希望の日の〇〇日前から〇〇日前までの間(以下「申込み期間」という。)に狩獵者登録証の写しを添えて、書面で獅子区管理者の入獅の申込みをしなければならない。

ただしお、次項の規定による申込みをしたときは、この限りでない。

2 狩獵者は、前項の申込み期間前であっても、入獅希望の日の〇〇日前からは、入獅申込書を提出することにより、獅子区管理者に入獅の予約を申し込むことができる。この場合において、狩獵者登録証の写しの提出は、前項の規定にかかるまらず、入獅日の〇〇日前までに行なうものとする。

3 獅子区管理者は、前項の規定による申込みがあつたときは、入獅日1日当たり、入獅させた人数の〇〇パーセントに当たる数に達するまで、その申込みのあつた順に入獅の予約を受理するものとする。入獅の予約が、1日につき入獅させる数を超える場合は、抽選又は先着順によりこれを制限する。

4 獅子区管理者は、前項の規定による受理をしたときは、その旨及び獅子区管理者の指定する期限までに第10条第1項に規定する入獅承認料の〇〇パーセントに当たる額の内金を納入しなければならない旨を予約に係る狩獵者(以下「予約者」という。)に電話、書面又は〇〇により通知するものとする。

5 予約者が指定の期限までに入獅承認料の内金を納付しないときは、その者に係る入獅

の子約は、無効とする。

(入獣承認の基準)

- 第7条 狩猟者の入獣日は、狩猟期間中の○曜日、○曜日、日曜日及び祝日（祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。）とする。ただし、雨雪等のため狩猟することができない場合及び第3項の規定により入獣承認を行わない場合は、この限りでない。
- 2 入獣させる狩猟者の数は、入獣日1日につき〇〇人以内とし、狩猟者の数が入獣日1日につき入獣させる数を超える場合は、予約者以外の狩猟者について抽せんにより、これを制限する。
- 3 最近の3登録年度の間ににおいて第11条、第15条及び第16条の規定に違反した者については、入獣承認を行わないものとする。

(入獣承認の通知方法)

- 第8条 入獣を承認された者（以下「入獣者」という。）に対するその旨の通知は、別記様式第1号の入獣承認通知書を交付して行うものとする。

(入獣承認料及びその納付の方法)

- 第9条 入獣承認料は、入獣者1人1日につき〇〇円とする。

- 2 入獣者は、入獣の日の〇〇日前までに、現金（又は〇〇）をもって獣区管理者による入獣承認料（子約者にあっては、その残額）を納入しなければならない。
- 3 入獣承認料（その内金を含む。）の払戻しは、行わない。ただし、獣区管理者が入獣承認を取り消した場合は、この限りでない。

(入獣承認証に関する事項)

- 第10条 獣区管理者は、入獣者に対し、その入獣の際に別記様式第2号による入獣承認証及び別記様式第7号による腕章を交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 入獣承認料が未納であるとき。
(2) 入獣者の狩猟者登録証の写しの提出がないとき。
(3) 入獣承認通知書の名義が当該入獣者でないとき。

- 2 獣区管理者は、必要があると認めるときは、入獣者の随伴者について、別記様式第9号による腕章を交付する。
- 3 入獣者は、入獣承認証又は腕章を紛失したとき（その随伴者が交付を受けた腕章を紛失したときを含む。）は、直ちに獣区管理者に届け出でその再交付を受けなければならない。

この場合において、当該入獣者は紛失した腕章1個につき〇〇円を納めなければならない。

(入獣者の守るべき条件)

- 第11条 入獣者の守るべき条件は、次のとおりとする。

- (1) 入獣者は、入獣承認証及び狩猟者登録証を携帯し、獣区管理者又は関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならないこと。

- (2) 入獣者は、入獣中は腕章を着けなければならないこと。

- (3) 入獣者は、獣区管理者が当該入獣者の随伴者に腕章を交付した場合は、当該随伴者に腕章を着けさせなければならないこと。

- (4) 入獣者は、入獣承認証及び腕章を他人に引き渡してはならないこと。

- (5) 入獣者は、第11条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟をしてはならないこと。

- (6) 入獣者、案内人の案内により狩猟しなければならないこと。

- (7) 入獣者は、次の規定により設けられた施設及び第13条に規定する事業を行うため設けられた施設を移転し、汚損し、又は除去してはならないこと。

- (8) 入獣者は、獣区の区域内において火を立てたり水をしてはならないこと。

- (9) 入獣者の区域内において農作物又は竹木等を損傷してはならないこと。

- (10) 入獣者は、獣区の区域内において子備飼を携帯してはならないこと。

- (11) 入獣者は、退獣の際に、獣区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別頭数を報告することとともに、入獣承認証及び腕章を獣区管理者に返却しなければならないこと。

(狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設の設置に関する事項)

- 第12条 獣区管理者は、狩猟鳥獣の生育、繁殖及び危険予防に必要な施設として次の各号に掲げる施設を獣区の区域内に設ける。

- (1) 狩猟鳥獣のための給水施設
(2) 狩猟鳥獣のための給糞施設
(3) 狩猟鳥獣の営巣、避難及び採餌等に必要な森林及び草原

(狩猟鳥獣の人工増殖に関する事項)

- 第13条 獣区管理者は、第6条第4項に掲げる狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣の事業を行なう。

(狩猟を禁止する区域の指定に関する事項)

- 第14条 獣区管理者は、狩猟鳥獣の迷離又は繁殖のための場所として獣区の区域内にその面積の20パーセントを超えない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

(捕獲等の数の制限に関する事項)

- 第15条 入獣者は、1日当たり次の表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数（頭数を含む。以下同じ。）を超えて鳥獣を捕獲してはならない。

狩猟鳥獣の種類	羽数
キジ	3羽
ヤマドリ	2羽
マガモ	5羽

オスジカ 1頭

(獣法又は獣具の制限に関する事項)

第16条 入獣者は、獣区の区域内において、第1号に掲げる獣法を用い、又は第2号に掲げる獣具を使用して鳥獣を捕獲してはならない。

(1) 獣法 笛又はテープレコーダーを使用する方法

(2) 獣具 網、わな

(獣区内における鳥獣による損失の補償に関する事項)

第17条 獣区設定者は、獣区の設定により獣区の区域内の農作物、竹木等につき損失を受けた者に対し、その設定により通常生ずべき損失を相償するものとする。

(入獣証明書)

第18条 獣区管理者は、入獣者から入獣承認証の返納を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入獣者に対し別記様式第3号の入獣証明書を交付するものとする。

(法第9条第1項の許可を受けた者の取扱い)

第19条 法第9条第1項の規定による許可を受けた者で、獣区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は從事者証の写しを添え、獣区管理者に申し込まなければならぬ。

2 獣区管理者は、前項の申込みがあった場合において、獣区の維持管理上支障があるとさきその他必要があるときは、当該申込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。

3 第1項の申込みをして、これを承認された者は、獣区の区域内においては、獣区管理者が交付する別記様式第10号の範章を着け、その定める条件に従わなければならない。

(獣区内における獣犬の競技会等の届け出)

第20条 獣区の区域内において次の各号の一に該当する行為を行おうとする者は、書面で獣区管理者に届け出るものとする。

(1) 獣犬の競技会

(2) 獣犬の競技鑑賞会

(3) 獣犬の訓練

(4) 前各号に掲げる行為に類似する行為

(獣区の職員)

第21条 獣区に獣区主任、巡視員及び事務員を置く。

2 獣区主任は、別記様式第4号による獣区主任証を携帯するとともに、別記様式第11号による範章を着けるものとする。

3 巡視員は、別記様式第5号による巡視員証を携帯するとともに、別記様式第13号による範章を着けるものとする。

(案内人)

第22条 獣区管理者は、入獣者に案内人を付するものとする。

2 案内人は、別記様式第6号による案内人証を携帯するとともに、別記様式第12号による範章を着けるものとする。

3 案内料は、〇〇円とする。ただし、案内する入獣者が2人以上である場合は、1人増すごとに〇〇円の案内料を増額するものとする。

(退済の命令等)

第23条 獣区管理者及び獣区主任は、入獣者が法の規定に違反する行為をしたときは、当該入獣者に退済を命ぜるとともに、直ちに獣区の区域を管轄する都道府県知事及び警察署長に届け出なければならない。

2 巡視員及び案内人は、入獣者が前項に規定する違反行為をしたときは、直ちに獣区管理者又は獣区主任にその旨を報告しなければならない。

(違反者の処分)

第24条 入獣者がこの規程に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するともに、違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

(1) 第11条第1号から第3号まで、第6号、第7号若しくは第10号又は第16条の規定に違反したとき 5,000 円

(2) 第11条第5号の規定に違反したとき 2,000 円及びこの規定に違反して捕獲した鳥獣1羽又は1頭につき 4,000 円

(3) 第15条の規定に違反したとき この規定に違反して捕獲した鳥獣1羽又は1頭につき 4,000 円

(賠償金)

第25条 入獣者は、前条の違反金のほか、この規程に違反することによつて獣区設定者に与えた損害(獣区設定者が補償責任を負うことによって被つた損害を含む。)について賠償金を支払わなければならない。

附則

この規程は、〇〇都道府県知事の認可の日(〇〇〇〇年〇〇月〇〇日)から施行する。

備考

添付書類作成上の注意事項等は、次のとおりである。なお、用紙の大きさは、原則として図面等や文書を得ないものを除き、日本産業規格A4とするごと。また、記載欄の大きさについては、適宜増減して差し支えないものとする。

様式類

別記(別紙2及び別紙3共通)
様式第1号

標章	第号
入獵承認通知書	
氏名 住所	入獵日 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇月〇〇日 〇.〇 獵区印

備考 用紙の大きさは、官製はがき大とする。

様式第2号

(表面)

標章	第号
入獵承認証	
氏名 住所	〇〇獵区印

(裏面)

1. 入獵日 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇月〇〇日	2. 獵者登録証の番号 第号
-------------------------------	-------------------

様式第3号

捺印	第 号	捕獲 ○○年○○月○○日 捕獲した鳥類の種類別目録
入獵證明書		
氏 名	上記のとおり○○獣区に入猟し捕獲した ことを証明する	
住 所	○○獣区	○○年○○月○○日 ○○獣区 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5とする。

様式第4号

捺印	第 号	捕獲 ○○年○○月○○日 捕獲した鳥類の種類別目録
入獵證明書		
氏 名	上記のとおり○○獣区に入猟し捕獲した ことを証明する	
住 所	○○獣区	○○年○○月○○日 ○○獣区 印

備考 地色は、青色とし、字及び線は黄色とする。

様式第5号

捺印	第 号	捕獲 ○○年○○月○○日 捕獲した鳥類の種類別目録
入獵證明書		
氏 名	上記のとおり○○獣区に入猟し捕獲した ことを証明する	
住 所	○○獣区	○○年○○月○○日 ○○獣区 印

(表面) 9.0cm ← → 6.5cm

備考 地色は、黒色とし、文字は黄色とする。

様式第6号

捺印	第 号	捕獲 ○○年○○月○○日 捕獲した鳥類の種類別目録
入獵證明書		
氏 名	上記のとおり○○獣区に入猟し捕獲した ことを証明する	
住 所	○○獣区	○○年○○月○○日 ○○獣区 印

(表面) 9.0cm ← → 6.5cm

備考 地色は、白色とし、文字は黒色とする。

様式7号

<input type="radio"/> 標章	入 猿 者	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	○ ○ 猿 区 印	<input type="radio"/>

備考 地色は、青色とし、文字は白色とする。

様式8号

<input type="radio"/> 標章	入 猿 者	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	○ ○ 猿 区 印	<input type="radio"/>

備考 地色は、黒色とし、文字は黄色とする。

様式9号

<input type="radio"/> 標章	施 伴 者	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	○ ○ 猿 区 印	<input type="radio"/>

備考 地色は、緑色とし、文字は黒色とする。
猿区の標章（略）

備考 地色は、黄色とし、文字は赤色とする。

様式11号

<input type="radio"/>	○ ○ 標 章	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	○ ○ 猿 区 印	<input type="radio"/>

備考 地色は、青色とし、文字は黄色とする。

様式12号

<input type="radio"/>	○ ○ 標 章	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	○ ○ 猿 区 印	<input type="radio"/>

備考 地色は、白色とし、文字は黒色とする。

様式13号

<input type="radio"/> 標章	巡 視 員	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	○ ○ 猿 区 印	<input type="radio"/>

備考 地色は、黒色とし、文字は黄色とする。

猿区の標章（略）

獣区管理規程新旧対照表（修正条文のみ）

例

事項	新	旧
認可事項	(入獣者の守るべき条件) 第11条 入獣者の守るべき条件は、 次のとおりとする。 (1) 入獣者は、△獣承認証及び狩 獵者登録証を携帯し、獣区管理 者又は関係者の請求があつたと きは、これを提示しなければな らないこと。	(入獣者の守るべき条件) 第10条 入獣者の守るべき条件は次 のとおりとする。 (1) 入獣者は、狩獵免状又は鳥獣 捕獲許可証を携帯し、獣区管理 者又は巡査員の請求があつたと きはこれを呈示しなければなら ない。
届出事項	(入獣承認の通知方法) 第8条 入獣承認された者（以下「 入獣者」という。）に対するその 旨の通知は、別記様式第1号の入 獣承認通知書を交付して行うもの とする。	(入獣承認の通知方法) 第7条 入獣を承認された者に対する その旨の通知は、書面又は電話 差しやは電話の方法により、速や かにこれを行うものとする。

(下線の部分は修正部分)

